

# 第4回座間味村議会定例会

第1日目

12月18日

平成26年第4回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年12月18日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成26年12月18日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成26年12月18日 午後2時34分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	宮 平 清 志	2 番	宮 平 讓 治
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	宮 平 正 則
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	宮 平 真由美		
	総務・福祉班参事	宮 平 壮一郎		
	産業振興課長	垣 花 健		
	船舶観光班参事	大 城 忍		

# 平成26年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成26年12月18日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第47号～議案第55号まで）
7	議 案 第 4 7 号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
8	議 案 第 4 8 号	座間味村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
9	議 案 第 4 9 号	座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
10	議 案 第 5 0 号	座間味辺地に係る総合整備計画書（平成25年度～平成28年度）の変更について
11	議 案 第 5 1 号	平成26年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について
12	議 案 第 5 2 号	平成26年度座間味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
13	議 案 第 5 3 号	平成26年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について
14	議 案 第 5 4 号	平成26年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
15	議 案 第 5 5 号	工事請負契約の一部を変更する契約について
16	発 議 第 2 号	所得税法の「寡婦控除」規定の改正を求める意見書について

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成26年第4回座間味村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 宮平清志議員及び2番 宮平讓治議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成26年9月20日～12月18日まで

- 9月24日 例月出納検査（特別会計・平成26年度・7月分・8月分）
- 9月25日 例月出納検査（一般会計・平成26年度・7月分・8月分）  
沖縄県町村議会議長会定例役員会（自治会館）
- 9月29日 第3回座間味村議会臨時会  
座間味村役場庁舎おわかれ会
- 10月 7日 沖縄県町村議会議長会定例総会（自治会館）
- 10月 8日 沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会（パシフィックホテル）
- 10月 9日 沖縄県離島振興市町村議会議長会臨時総会（宮古島）
- 10月15日 南部離島町村長議長連絡協議会行政視察（北大東村）
- 10月20日 孀恋村議会議員との交流会（座間味）
- 10月25日 村民大運動会（阿嘉校グラウンド）
- 10月27日 例月出納検査（特別会計 平成26年度9月分）
- 10月28日 例月出納検査（特別会計 平成26年度9月分）
- 10月29日 例月出納検査（一般会計 平成26年度9月分）  
南部広域行政組合議会議長会定例会（八重瀬町・南部総合福祉センター）
- 10月31日 南部広域市町村圏事務組合（自治会館）
- 11月 6日 沖縄県町村議会議長会広報研修会（自治会館）
- 11月 7日 例月出納検査（航路事業特別会計平成26年度10月分）
- 11月10日 南部地区市町村議会議長会臨時総会（自治会館）
- 11月11日 第33回離島振興市町村議会議長全国大会（東京）
- 11月12日 第58回町村議会議長全国大会（東京）
- 11月13日 南部地区市町村議会議長会行政視察（東京）

- 11月14日 離島フェア2014への出席視察（沖縄セルラーパーク那覇）
- 11月17日 第3回座間味村議会臨時会
- 11月20日 町村議会事務局職員研修会・総会（久米島町）
- 11月25日 南部地区町村監査委員協議会研修会（自治会館）  
沖縄県町村監査委員協議会研修会・臨時総会（自治会館）
- 11月27日 例月出納検査（一般会計 平成26年度・10月分）
- 12月10日 船舶建造委員会（那覇）
- 12月11日 全員協議会（午後1時30分）
- 12月18日 平成26年第4回定例議会（午前10時）

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。宮里 哲村長。

#### ○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。12月定例会、きょう1日よろしく願いいたします。

それでは平成26年第3回座間味村議会定例会以降の主な事項について行政報告をいたしますが、内容につきましてはお手元にお配りをしたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

### 行 政 報 告

平成26年12月18日

平成26年第3回座間味村議会定例会（平成26年9月19日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 平成26年 | 9月24日  | スマートリゾート沖縄プロジェクト検討会                      |
|       | 9月25日  | 国土交通省ヒアリング<br>SUP大会開催に向けて笹尾商工社長面談        |
|       | 9月26日  | キリンビバレッジ九州本部長 来訪<br>与那嶺吉雄さん百歳祝い訪問        |
|       | 9月27日  | 沖縄モーターフェスティバル                            |
|       | 9月28日  | JTBセミナー（阿嘉）                              |
|       | 9月29日  | 臨時議会（初議会）<br>JTBセミナー（座間味）<br>旧庁舎お別れセレモニー |
|       | 9月30日  | OCVBフィルムオフィス来訪                           |
|       | 10月 1日 | ちゅら島づくり指導員委嘱・出発式<br>キリンビールマーケティングと共同記者会見 |
|       | 10月 7日 | 離島航路確保維持改善協貴会<br>役場全体会議                  |
|       | 10月 8日 | 南部広域市町村圏事務組合理事会<br>株南都との意見交換会            |
|       | 10月 9日 | 沖縄ワールド視察                                 |

平成26年10月10日 沖縄県人口増加計画シンポジウム説明会  
 沖縄県港湾協会42回通常総会

10月11日 須磨海浜水族園座間味村展オープニング 台風接近のためネット参加

10月15日 南部離島町村長議長連絡協議会行政視察(北大東村)

10月17日 南部医療センター病院長等との意見交換会

10月19日 沖縄県人口増加計画シンポジウムにてパネリスト

10月20日 南部広域行政事務組合 理事会  
 離島児童・生徒支援センター意見交換会

10月21日 平成26年度九州地方治水大会沖縄大会(那覇)

10月22日 一括交付金意見交換会  
 沖縄県港湾協会意見交換会(東京)

10月23日 経済と暮らしを支える港づくり全国大会(東京)

10月24日 県保健医務部阿部参事及び生活衛生課来訪  
 環境省慶良間自然保護官事務所 岸自然保護官と事務調整

10月25日 第35回村民大運動会

10月27日 新庁舎整備に関するプロポーザル選考委員会

10月28日 災害査定官表敬  
 山口俊一沖縄担当大臣を囲む会

10月29日 WWF協賛挨拶回り

10月30日 アメリカ総領事 来訪  
 沖電 北谷漁協関係者面談

10月31日 総合事務局港湾計画課 平田部長 表敬  
 村観光協会 打ち合わせ

11月 1日 座間味島ファン感謝月間 島人芸能ショー

11月 5日 第24回旅行動向シンポジウム(東京)にてパネリスト

11月 6日 水道広域化調印式  
 沖縄総合事務局 太田氏来訪

11月 7日 沖縄国際映画祭番組収録

11月10日 フランスコルシカ島 ロール氏、デイデイエ氏来訪  
 南部振興会 市町村長協議会  
 南部市町村会定例総会  
 村観光協会と(株)南都の打ち合わせ

11月11日 役場全体会議  
 環境省 九州地方環境事務所長表敬

11月12日 離島航路確保維持改善協議会(座間味)

11月13日 那覇港管理組合との打ち合わせ

11月14日 離島フェア2014 ～16日

11月17日 臨時議会  
 第2回沖縄離島ICT利活用促進検討委員会(那覇)  
 離海振取締役会

平成26年11月19日	全国町村長大会（東京）
11月20日	簡易水道整備促進全国大会（東京） 観光地所在町村全国大会（東京）
11月21日	JTB川越支店・西武台高校訪問
11月22日	座間味島ファン感謝月間 島人芸能ショー
11月25日	神奈川県慰霊祭（泊港にて対応） 県庁あいさつ回り 沖縄県町村会定期総会 沖縄県地域振興対策協議会総会 沖縄県後期高齢者医療広域連合会議
11月27日	那覇市商工会議所来訪
11月28日	総合事務局理財課長表敬 内閣府阪本審議官視察
11月29日	座間味島ファン感謝月間 島人芸能ショー
11月30日	阿嘉老人クラブ 忘年会
12月 3日	役場全体会議 県総務部税務課長・市町村課職員来訪
12月 6日	飛鳥II レセプション
12月 8日	カメラマン 中川西氏面会
12月10日	JTB沖縄打合せ 船舶建造計画等検討委員会
12月11日	環境省慶良間自然保護官事務所 岸自然保護官と事務調整
12月12日	離島海運振興 株主総会
12月14日	金城光男氏 叙勲祝賀会

以上でございます。

○ 議長（宮里祐司）

これで行政報告は終わりました。

日程第5．一般質問を行います。

順番に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いします。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

皆さん、おはようございます。早速ではありますが、質問伺いたいと思います。

幼稚園庁舎について。約38年前に建築されました庁舎ですが、添付資料を用意しています。先日写真を撮りに行きました。この添付資料なんですけれども、このようにあちこち老朽化が進んで穴があいていたり、壁が崩れていたり、園児とか先生たちにけがをさせたりという危険性があるために、早急に建てかえをお願いしたいのですが、このような予算をどのように検討していくか伺います。

○ 議長（宮里祐司）

宮平正則教育課長。

○ 教育課長（宮平正則）

ただいまの宮平清志議員の御質問にお答えします。まずは本村の学校施設の現状について報告します。本

村の幼稚園園舎を含む各学校校舎、体育館、教員宿舎、給食センター等、ほとんどの施設が昭和50年代の建築物となっております。築後30年以上経過している建物であります。このような状況において、本年度は座間味小・中校の校舎の改築工事を進めているところでありますが、次年度以降の幼稚園舎を含む施設の改築計画については、老朽化の状況についてまずは耐力度調査を行い、そして優先順位を確認し、今後の整備計画を立ててまいります。また、各施設ともに大きな予算が伴うことから、村の財政状況を勘案し、計画を進めてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ありがとうございました。もう一点、次世代育成支援行動計画についてなんですが、今、座間味こどもプランの後期計画が今年度までとなっておりますが、「地域における子育て支援」の課題でもあります保育サービス（偕生園への保育所設置）の進捗状況をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

おはようございます。きょう一日よろしく申し上げます。私は宮平です。

ただいまの宮平清志議員の御質問についてお答えしたいと思います。現在、保育所予定施設において、保育施設基準に適合する建物の改修を行うため、設計会社と契約手続を行っているところです。年度内には工事費及び改修内容、これらを確定し、新年度より関係者各位との合意を得るための本調査へ入る予定となっております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

ありがとうございました。質問は以上となります。

○ 議長（宮里祐司）

これで宮平清志議員の一般質問を終わります。

それでは、2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

おはようございます。私のほうからは3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、農振地域の見直しについてなんですが、それに関連して農業のことも少し聞きたいと思います。この五、六年間、担当課のほうで農振地域の見直しについては取り組んでいると思うんですが、なかなか結果に結びついていません。早急に農振の見直しを図って、これからの村の農業政策を考える上でまず、しっかりとした面積の確保が必要だと思っていますので、農振の見直しについてはどのような進捗状況なのかお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

ただいまの宮平譲治議員の御質問にお答えいたします。本村の農業振興計画、実は昭和51年に策定されたまま一度も変更、見直しがされておりませんでした。そのため、本年度から来年の平成27年度、2年間にかけて見直し、変更計画を策定することにしております。本年度は既に委託発注を済ませておまして、



作業が進められております。今年の作業としましては、まず基礎調査を行います。内容としましては、農地台帳の作成のための現在の農振計画の確認、現況調査、集計、土地の需要動向調査などを行います。特に土地の需要動向については、地権者へのアンケートであったり、地域別に説明会を予定しております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

現在、観光がメインの島において、昭和51年から見直しがされていない状況で、ある程度の農地の見直しが必要かと思えます。現在、農地において違法に目的外使用している土地もあるかと思えますが、その辺は何件ぐらいあるか把握していますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

申しわけございません。件数は、今手元にデータがないのでお答えできませんけれども、先ほどお話した現在の農振計画の確認に当たっては、その確認も行います。例えば農振農用地に建物が建っていたり、目的外に使用されているというところも今回の今年の作業で行いますので、その辺は明らかになることと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。農振の見直しを図る上で、現在、目的外使用しているところも含めて、そこは外すべきか、逆に農地として原状復帰を要求するか、しっかりと判断をして、間違った答えがないように厳しくお願いします。

次の質問に移ります。墓地公園について伺います。もう条件整備が整ったかと思っていたんですが、まだ募集がかかっていない理由が何かあるのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの宮平譲治議員の御質問についてお答えしたいと思います。まず、座間味地区の墓地公園については、土地の造成、あわせて登記も終えて、おっしゃられたとおり整備については完了しております。募集開始については、現在、実は村の墓地条例の改正一点と、あわせて墓地法における営業許認可の手続を経ないといけない状況となっております。現在、これらの作業を進めておりますが、年度内には募集ができるように取り組んでいる状況となっております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。今、仮墓の状態、墓地公園の募集を待っているお年寄りからも多くの声を聞いています。なるべく早目に対処をよろしくをお願いします。

次に、古座間味ビーチについてお伺いします。現在、古座間味の施設に2店舗、業者が入っていると思うんですが、以前にも議会に取り上げた経緯があると思えますが、その内容とその後の対処はどうなっている

か伺いたいと思います。お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

まず、宮平議員からの質問要旨にあります契約状況ということでお話させていただきますと、御存じのように2カ所にそれぞれ入居しておりまして、いわゆる借地借家法による契約ではなくて、村からの使用許可ということで使用させております。以前にも前の議員のメンバーからもあったんですけども、その後に聞きましたところ、入居されている方にはどのように考えているかということでヒアリングを行ったようです。その中では、1件の業者については、長年使っているのでそろそろ考えないといけないかという方もいましたけれども、一方では、やはりこれだけ長く使用しているものですから、それが生活の一部といいますか、糧になっているといいますか、そういうこともあって、なかなかすぐに退去してくれということには応じられないという話し合いがあったということは聞いております。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

古座間味ビーチの件に関しては、多くの住民がこの利用に関して疑問を持っていると思います。一部の財産ではなく、村民みんなの共有の財産だと思います。みんなが納得いくような契約内容を見直していただき、早急にどうこうではないんですが、時間をかけて、確実にみんなが納得できるような契約の見直しを考えてください。お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

確かに村民のほうから不公平の声があるということは、以前の議会の質問等でも承知をしておりますので、すぐにあした出ていきなさいというわけにはいかないの、一定期間置きまして、さらに、現在の管理条例には使用期間というのがうたわれておりません。そういうこともあってこういう事態になったと思いますので、条例の改正もあわせて作業していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

わかりました。

○ 議長（宮里祐司）

これで宮平譲治議員の一般質問を終わります。

それでは、3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

皆さん、おはようございます。9月の改選後初めての定例会、ここまで2回の臨時会がありましたけれども、本格的な議会活動は私たちはこれからだと思っています。当然、ここにいらっしゃる皆さんはほとんどが新人で、ままならない質問等もあると思うんですけども、とりあえず現在持っている力で私たち、一生懸命質問いたしますので、執行部の皆さんも誠心誠意、お答えしていただきたいと思っております。

私のほうからは、自分としても山ほど質問をしたかったんですけども、まず地域の声から上がったものを4点ほど優先順位をつけて質問させていただきます。先ほどの宮平譲治議員とも多少ダブりもあると

思うんですけれども、まず初めに今年度、農業振興地域整備計画策定事業費として303万5,000円を計上していますけれども、この進捗状況。先ほども少しその話に触れていましたけれども、もう一度お願いできますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

宮平喜文議員の御質問にお答えいたします。先ほど宮平議治議員にも答弁を申し上げたんですが、座間味村農業振興計画、今年度から次年度、平成27年度にかけて変更して、県知事の認可を得た上で策定が完了ということになります。本年度はもう既に作業を進めておりまして、委託発注済みですけれども、今年が一番大きな仕事としては、先ほどもお話ししたとおり地権者への説明会というのを各地区ごとに行います。あるいは、不在地主について沖縄本島での説明会も視野に入れております。これが大きな今年の作業になりますが、来年度に入りましたらまず素案を策定して、これは県知事の認可を受けた上での計画ですので、原案を作成して、原案ができた上でさらに地権者の説明会を行いまして、もちろん現場の確認等も行っ、最終的に変更許可が下りるといふ段取りになっています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

もちろんコンサルタントに委託して、それから県知事が最終的には必要だといふ、その辺ぐらいまでは私も一応存じているつもりではあるんですけれども、今、産業振興課長からあったように、一番大事なのは地域への説明会。これは10年前、それ以前からこの問題はずっと出てきていると思うんですね。当然、二男、三男となると、座間味に帰ってきてお家をつくりたいと言っても農振地から外されないとか。例えば去年のケースですけれども、阿真地区の公民館の後ろあたりにコンテナを置いていますね。そのあたりに排水路のマンホール、側溝等も全部通っているけれども、その農振地がいつまでたっても解かれないというようなケースがあって、その辺が去年の農業委員会からの答弁なども見ますと、次年度は確実にやりますといふような答弁が出ているんですね。ですから、その辺が今どのような形になっているか。もう一度お話しいただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

農振計画と農業委員会とのかかわりなんですけれども、農業振興地域といふのはあくまで市町村長が県知事の許可を得て定めるものです。今お話あった地区のその近辺が農振地域の農用地に入っているかというのが、今この場で確認ができないので、どこまで作業が進められているのかといふのはお答えできないんですけれども、先ほどもお話ししたとおり、現況をまず確認しないと農振の計画自体が進みませんので、今おっしゃられた地域も含めて、しっかりと現況をまず確認することが先決だと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

一部では農振地をこれだけでは農業ができないから宅地転用して、現在でも住宅を振興をしているというところもあるのに、なぜそこはできないかという、行政側、それから農業委員会側の見方が公平ではないのではないかという話も聞こえてくるんですよ。そして、あちこち無作為に座間味の古座間味の道路、東側の

道路にコンテナとか、プレハブ住宅とかいっぱいあるんですけども、そのようなところはどのような形の許可申請でそういう物件等らしきものが建っているのか、その辺をお答え願えますか。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開いたします。

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

農振の見直しに当たっては、御指摘のあるとおり、確かにいろんなところから不満があるということも承知しておりますので、地目等の再確認とか、以前一部除外した土地の整理とか、その辺も農業委員会と一緒に、しっかりとした農業振興を図っていきたいと思います。よろしくお願いたします。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この件に関してはもちろん、今後も進捗状況を事あるごとに聞いていきたいと思しますので、ぜひ進めてほしいと思います。

次にまいります。平成26年度の一括交付金で行う予算、事業、進捗状況について全てお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの宮平喜文議員の御質問についてお答えいたします。まず、総括いたしまして私のほうからお答えさせていただいて、産業振興課の担当のものは産業振興課長のほうでお答えさせていただきたいと思ます。資料のほうでお示しておりますが、ちょっと資料の訂正がございまして、1枚紙の資料の(2)のほう、平成25年と書いてございますが、平成26年の間違いですので、御訂正のほうよろしくお願いたします。

開いていただきますと、合計17件、総合計で4億2,575万円の事業総額となっております。私のほうからは、開いていただきました4番 歴史文化・健康づくり拠点事業と6番 ホエールネットNEXT事業、15番 救急対応車両整備事業、17番 環境衛生処理事業についてお答えさせていただきます。まず、4番目の歴史文化・健康づくり拠点事業の進捗状況をお答えいたします。ただいま施工管理のほうは、平成26年9月12日に入札を終えております。工事請負に係る仕様書及び実施設計書を策定済み。また、工事に係る打ち合わせ及び承認図等の確認作業を実施しております。工事に関しましては、平成26年11月4日に入札済み。平成26年11月17日、議会で議決されております。現在、工事着手に向け、資材承認等の確認作業をしております。設計に関しましては、平成26年11月28日、公募型プロポーザル方式により12月1日に契約を行っております。契約相手先は、設計は宮平設計、工事に関しましては座間味建設、施工管理に関しましては芝岩エンジニアリングとなっております。続きまして、6番の座間味村ホエールネットNEXT工事業のほうです。構築内容を精査して36台の戸別受信機を導入、阿佐と阿真に防災柱を追加、観光客と村民が使える防災アプリを構築中でございます。契約は年内に行いたいということで12

月25日を予定しておりまして、完成は3月31日となっております。10番目の座間味村サンゴ海の花育成植付事業ですが、今年度、種苗基盤作業数2,100個、現時点生存数600個、前年度からの種苗100個、生存中、植え付けのできるレベルの大きさは10本程度ということで報告を受けております。今後、この事業発の植え付けを展開する予定になっております。15番目の座間味村救急対応車両整備事業ですが、現在、業者と細かい仕様を調整し、でき次第、相見積もりをとりまして契約を発注いたします。車両といたしましては、8人乗りの2000cc、日産セレナ、全長4メートルのものを予定しておりまして、救急搬送に必要なストレッチャー整備などを予定しております。納品は3月上旬になっております。17番目の座間味村環境衛生処理事業ですが、生ごみ処理機を阿嘉に設置する予定になっておりまして、プロポーザルにより随意契約を締結し、現在、ごみ処理機の商品を発注しております。続きまして、1番のほうです。座間味村戸籍電算化事業ですが、これは前年度から戸籍の電算化を進めておりますが、今回、仮戸籍、福岡戸籍の整備を行うということで、ただいま戸籍のマイクロ撮影が終了いたしまして、3月31日には終えるようになっております。契約相手方はOCCとなっております。以上です。

#### ○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

#### ○ 産業振興課長（垣花 健）

それでは、産業振興課の担当している事業について説明させていただきます。先ほどお配りした横長のA4の資料をごらんいただけますでしょうか。まず、花の森整備事業なんですけれども、今年は設計と工事請負がございまして、設計のほうは阿嘉、慶留間地区の設計になっております。これは来年度、工事を予定しておりますけれども、既に契約発注済みでありまして、年明けにはたたき台ができますので、それに基づいて住民への説明会を予定しております。花の森整備事業の工事は、今年は阿佐と座間味地区ということで、設計に基づきまして工事が進められる予定となっております。これについても既に工事を発注済みです。次に鮮魚美食事業、これは漁協への補助金ということで、事業自体は漁協のほうで施工いたします。これについて、今年は阿嘉の製氷施設のある場所、そこを改良しまして魚の販売ができるものができるという予定になっておりますけれども、まだ発注が終わっていないようでありまして、去る15日に現場説明が終わりまして、22日に入札と聞いております。続きまして、阿嘉の屋根付歩道、平成25年度からの繰越事業ですけれども、これは早くに発注したんですけれども、漁港の使用許可ということでちょっと時間がかかりまして、先々週ぐらいからやっと基礎のほうの工事が始まっております。年度内には完了いたします。続いて観光のほうですけれども、観光支援委託、県外へのPR事業ということで900万円。誘客プロモーション事業ということで約1,200万円。観光受入拠点事業、これは観光協会への補助金ですが、これが1,970万円余り。観光支援事業、これにつきましても執行状況のとおりとなっておりますけれども、ただ、観光協会の補助金については、観光協会の支出に応じて補助をする制度となっております。現在は概算で出しておりますので、数字については若干動く可能性があるかと思っております。続いて島チャビ解消移動手段安定化対策事業ですが、これはヘリコプターの助成事業です。870万円の予算を組んでおりますけれども、現在528万円ほど予算の残があります。これについては昨年末、このヘリコプターの会社のほうに事故がありまして、しばらく運休していたということで、影響が出まして執行率が若干悪くなっておりまして、今年中ではあと240万円ぐらいの執行を見込めると考えております。次に海域安全事業委託、これはライフセイバーの設置のための費用ですが、1,566万8,000円を計上しておりますが、12月の今議会で審議させていただきます。議会のほうでマイナスの補正予算を提案させていただいておりまして、契約済額では最終的に742万1,000円の執行になります。次にダイバーズエッグプロジェクト、これはダイバーの卵を育てようというプロジェクトですけれども、これについては12月22日にプレゼンテーションを行い

まして、年度内に事業が行われます。次に継続事業であります外来植物根絶事業、これは現在進行中でありまして、阿嘉、慶留間、座間味地区ということで、2件の発注で工事が進められております。次に阿嘉、慶留間地区の避難道路整備工事ということですが、8,000万円余りの予算がありますが、現在契約済みの3,600万円余りについては、阿嘉島のほうの工事が発注済みであります。残りの4,400万円につきましては、慶留間地区の工事を来年の1月に入札を行う予定となっております。以上が一般会計です。

下のほうの航路会計につきましては、自動車航送事業ということで200万円余りの予算がありますが、かなり需要があるということで12月の補正、今議会で60万円ほど上乗せの予算を計上しております。あと、内航路のみつしまの事業ですが、これについてはほぼ推測ができますので、この予算のとおり執行が見込まれるものと考えております。以上が産業振興課の分でございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今お聞きしますとほとんどが進行中だということと、一点だけ次の予算の中でも出てきて、そこで質問しようかと思っています。例の海域安全事業委託816万8,000円の減額をしていますけれども、これは次の予算の中でこの件についてはお伺いしたいと思っておりますので、せっかくいただいたというよりもいただける予算、一括交付金ですので、本当に遅滞なく事業が遂行されるよう再度頑張ってくださいと思います。その件に関しては以上です。

続きまして、公共工事についてお伺います。阿佐公営住宅、正式名は平成25年度座間味第11団地新築工事並びに座間味校校舎、正式名は座間味中学校校舎改築工事等の他の公共工事の進捗状況についてお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

まず、私のほうからは阿佐地区の公営住宅についてお答えいたします。阿佐地区の公営住宅につきましては、平成25年度からの繰り越しの事業となっております。これまで昨年2回の入札が行われ、不調に終わりました年度をまたぎましたけれども、今年も第1回目の入札が不調に終わりました。そういうこともあって設計の見直し等、業者も変えつつ10月でしたでしょうか、何とか落札することができまして、現在工事が進められているところであります。年度内に完了する予定となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

今年の村長の施政方針の中に、今年阿佐住宅の繰越事業を含め、阿嘉、慶留間の団地等も取りかかる予定だとお聞きしております。今、説明があったように、入札等がおくれて進んでいないという状況。私もきのう、一昨日、その現場を見に行きました。確かに杭を打たれて整地して、仮舗装といいますか、運搬、工事ができるような状況にはなっているんですけども、現在住んでいる団地の皆さんが、今度はここの前から道が通るんです。「私たちは危ない目にさらされますけれども」と話すから、「それはまず団地をつくるのが優先でそれはその次に考えたほうがいいのではないですか」と言ったら、「そんなこと言わないでください」ということでそこに住まれている方に言われたんですけども、その団地について正式な道路というのは、今の団地の前から通っていくということになるのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

この件については、現在の団地の方からうちの担当のほうに相談があったようで、先週ですか、そちらに住んでいるアパートの方と話し合いを持っております。確かに道路といいますか、進入路です。現在、駐車場として使われている場所ですね。あそこから進入していく以外に線形がとれないものですから、確かに横を通る形にはなりますけれども、幅員のにもそんなに大きくはとりませんし、進入路ですからそんなにスピードを出すということでもないので、安全に関してはもちろん、運転をしている方に注意していただくしかないんですが、私たちの考えとしてはそこを使わざるを得ないという考えであります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

その件は担当と、それから現在お住まいになっている団地の皆さんと十分お話をさせていただきたいと思えます。

続きまして、座間味校校舎の件についてお伺います。

○ 議長（宮里祐司）

宮平正則教育課長。

○ 教育課長（宮平正則）

ただいまの宮平喜文議員からの御質問についてお答えします。座間味小・中学校校舎については、現在仮校舎建築工事が完了し、校舎の取り壊し工事を着工しております。校舎本体工事については、10月に入札、第1回目を実施したんですけれども不調に終わり、現在契約ができていない状況です。現況としては、入札不調となった原因、これを踏まえ、県の教育庁施設課と調整し、設計内容等変更、見直し、再度の入札実施に向けて準備を行っている状況であります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。特に座間味校の校舎に関しては、少し話がずれますけれども、来年は130周年を迎えます。きのうもPTA役員三、四名といろいろお話ししたんですけれども、年明け早々に期成会を設けると。その中で一番の目玉は、新校舎落成130周年を頭に置いていると。ですから年度末、要するに年あけて年度末は3月ですから、あと1年の猶予はあるんですけれども、それまでには何とかできないかというのが地域、PTA、我々含めてOBの意見なんですね。ですからその辺を含めて、今教育課長からあったように、とりあえず県の担当と交渉して、どうにか落札まで持っていきたいという努力は見えます。あわせて私が言いたいのは、公共工事、これは行政部門も教育部門も、前にも話したとおり、道路はある程度重機があつて、規格のマンホールがあつて規格の側溝があれば、ユンボさえあれば大体事が運ぶと。しかし、建設に関しては、前にも臨時会でも言いましたけれども、もちろん鉄筋、それから基礎、そういったもろもろの作業工程が仕事の進み具合によって、業者というか職種がだんだん違ってくると。その中で例の東京オリンピック、それから震災等も含めて非常に職人が少ないという中で、本村がそれにかわる何か努力をしているかと。例えば仮に落札してもここでの宿がない、賄いがいないとか、あるいはまだまだ搬入する運賃が高いとか、そういう声が非常に行政間の中でも、あるいは地元の宿、民宿をやっている人が冬場は時たま業者を入れている宿もあるんですけれども、できるだけ入れなくないと。というのは、大工を入れると朝昼晩と食事もつけないといけないし、夏場の観光繁忙期にはどうしてもそれは避けたいということです。必ずしもそうしな

いということではないんですが、皆さんの辺地計画をいろいろ見てみますと、資料館をつくる、阿嘉、慶留間の村営住宅、それから教員宿舎と、建物がずっと立て込んでいるわけですね。そうするとずっと詰まります。執行がなかなかできなくなってきました。先ほども言ったように、そこで担当が変わったりすると、そこである程度ブレーキがかかります。私、一つの提案ですが、必ずしもそうしなさいというわけではないんですが、例えばどこか空いている敷地に3棟ぐらいのコンテナ、もしくはプレハブ住宅をつくって、A業者、B業者、C業者、4棟目ぐらいには食堂みたいなものを置いて、そこで賄いをやれば当然雇用にもつながります。必ずしもそうしてくださいではなくて、これは例えばの話です。そのようにして村もある程度協力体制をつくらないと、なかなかその事業の進捗に持っていけないのではないかと。ましてや公共工事に関しては、例えばの話です。一般的には言えないんですけども、多少資材の運賃の免賃をすとか、何かの策をとらない限りは、これから立て込んでくる公共工事、それから建設工事は前に進んでいかないのではないかなと思うんですが、その辺はいかがですか、村長。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問と御提案に対してお答えいたします。まず、現状認識をさせていただきますが、確かに最近では入札が不調に終わる傾向が非常に強いです。特に建築のほうの落札の状況が非常に悪い。これは確かにオリンピック等がございまして、いろんな問題があるのはそうなんですが、一番の問題は、民主党時代からコンクリートから人へということで公共事業が大幅に削減されて、建設業者が店をたたんでいったところにも大きな原因があると認識をしております。そういう状況の中で私たちだけではないんですが、離島を含めて落札ができないという大きな原因は、船賃が高いつか、あるいは住む場所がないとかというのは二次的、三次的、四次的な原因だと認識をしております。まずは、余りにも公共工事が多い割には建築業者が少ない、それと専門職が少ないというのが私たちの現状認識であります。だから提案をやらないという話ではなくて、そういう状況があつて落札ができないというのが現状であります。例えば大きな資材を運ぼうと思つても、バージ、台船があかない。ある場所によっては中国から借りてこようと思つているけれども、中国も空いていないというような状況を聞いたりしてもいます。そういう状況がさらに離島ということで利益が少なくなるということで、なかなか離島まで仕事をしに来ない状況があるということでございます。まず、それが現状認識だという話をさせていただきますが、その次に、その中でもきちんと積算単価どおりに私たちは積算をさせていただいておりまして、船賃を安くするということは逆にいいますと、公営企業の経営を圧迫することになりますので、それは毛頭やる気はございませんし、それに対しての優先的に予約を入れるとか、そういう融通はきかせてもいいのかと思つますが、それをやることによって私たちの経営が圧迫する。あるいは今、船をつくらうとしている状況もありますから、そういうことも簡単にはできないと思つております。それからもう一つは、だからどうしたんだ、だから私たち行政は何しているんだという話になるかもしれませんが、建築部門、例えば産業振興課におきまして、教育委員会におきまして、できるだけ型枠、あるいは専門職が島にも来ないで仕事ができるような工法に変更して、さらにはお互いが仕事をしやすい環境をつくる。流し込みのコンクリート工法からPC工法に変えて、コンサルタント会社にもお願いをしながら落札がしやすい環境を常に考えて、私たちは一生懸命頑張つていて私は認識しておりますので、議員の皆様方にはまずそこは御理解いただきたいと思つます。その中で例えば住むところがないということも重々承知しておりますが、私たちの逼迫した財政状況、先ほど学校の話にもありました。これから多くの公共施設をつくっていく中で、果たして税金を含めた私たちの財政の中でそういう建物をつくっていく必要があるのかどうかというのは、本当に真剣に考えていけないと思つておりますので、それら



を勘案して、先ほどの御提案というのは真摯に受けとめながらもしっかりと検証させていただきたいと。そして、私たちがさらに努力をして入札がスムーズができるように、あるいは落札をしていただけるような環境をつくるように、これまで以上に職員一同頑張っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

これはあくまでも皆さんが今後、ずっと事業が詰まってしまうので、早目にそういうものを処理していかないと後々大変手詰まりになりますということも踏まえての話で、確かに予算の出所、事業が違うのではないかという、ちょっと話は飛びますけれども。この前のパキスタンのマララさん、戦車、銃はつくったり買ったりすることはできるけれども、鉛筆、ノートぐらいもできないのと。私たちの島に置き換えると、公園整備やそういうことはできるのに、学校とか校舎はつくれないのとか、相違はしますけれども、そういう面でももちろん事業の形態、それからお金の出所は違うからそれは違うよと言うかもしれないんですけども、その辺まで細心の配慮をして、目配り気配り思いやりを持って何とか早目に進めていただきたいと。一括交付金も先ほどの事業の中でありましたけれども、その辺のことも含めてこれに充てられないかどうかという部分も含めて検討していただきたいと。何が一番言いたいかという、これから先、いっぱい工事が詰まっている中で一つずつ処理していかないと後々非常に手詰まりになって皆さんが非常に困るのではないかということが一番心配しているわけで、その辺、村長からの答弁でありましたように、もう少しみんな考えて、少しでも早めにこういうものを処理していけるよう、早く進捗できるようにやっていってほしいと。こちらもちろん、その辺を含めてはいろいろな状況も今言ったように、皆さんの状況、立場も当然わかっているつもりです。ただ、何遍も言いますように、余りこれが詰まってくると担当も困りますし、そういう面で何とかもっといい打開策はないか、これからも双方ともに知恵を絞ってやっていきたいと思っております。この件に関しては、今後も少しずつ聞いていきたいと思っております。

続きまして、次の質問にまいります。新庁舎の建設に伴い、歯科診療所（ざまみ歯科クリニック）の診療診察が終わりましたが、村として今後、歯科診療に関してどのような考えをお持ちなのか、御見解をお伺いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの宮平喜文議員の御質問についてお答えしたいと思います。御質問にあります歯科診療については、今後村直営による体制が望ましいと考えており、現在他の離島市町村における歯科診療の状況調査とあわせて、沖縄県補助金または交付金等、有利な財源等がないか調査を行っているところであります。今後、これらの情報を全て取りまとめて、あわせて村民の意見も拝聴して、早期に一本化した方向性を定めていきたいと考えているところです。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

再度確認します。村直営で今後はやっていくという形なんですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

村直営については、今のところまだ確定はしていません。けれども他市町村に聞きますと、かなり経営は厳しいと。これまで本村で頑張られたごまみ歯科クリニックとも話を持って、御意見を聞くと村直営が望ましいのではないかということも聞いております。しかしながら我々、歯科の運営のノウハウはまだ持ち合わせておりませんので、県のほうにも確認しながら財政的にも一番よい、村民にも一番負担のない方向性が決まればその方向で対応しようと思いますが、現時点ではまだ村直営というのは確定していませんので、今後早期に決めていきたいと。方向性を定めていきたいと考えています。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

私事で申しわけないんですが、この1年ぐらい渡名喜村、渡嘉敷村に十数回行ってまいりました。渡名喜村は、役場の前に歯科診療所という立派な建物ができています。運営形態がサテライト式なのか、民間直営なのか、村立なのか、私もそこまでは聞いていないんですけども、現先生に聞いてみますと、夏場は患者の20%が観光客、残り80%が村民、年間を通すと15%が観光客ということで、歯痛というんですか、そういうものに関して我慢できないというような状況の中、いつ何時その歯科巡回ができるかというのは非常に不透明だと。もちろん乳幼児健診、学童検診、それから一般健診も含めて、御承知のように、沖縄県の歯科診療班はもうなくなりました。ですから歯科診療を設ける、設けないは別として、当然これは時代に逆行するようなことでは困ると思うんです。今年から国立公園になって、当然誘客数も多くなっています。そういう急患性に対することも必要だし、何らかの策が必要ではないかと思うんです。例えば仮設診療所をつくってあげて、今持っているものをそのまま先生が元気な間はさせる。この先生が好きとか嫌いとかではないです。後々のものも含めて、何かの施設らしきもの、あるいは建物があれば向こうから来る人もいられるかもしれないし、そういうことも含めて今後の村の、もちろん観光客や一般も含めてしばらく放置するというのはいかがなものかと思って、その辺をどのように今後対処していくのか、それをお聞きしたいです。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、やはり歯科診療について我々としては、まずは診療と予防の2つの体制をしっかり整えないといけないと思います。診療については現地でなくなったと。しかしながら予防については、沖縄本島から専門医を呼んで対応しております。これについては継続してしっかりやろうと。あわせて、さらに高齢者を含めた健診もできないかということで、保健師とも対応をとって回数を、これまで年4回であれば5回、そして高齢者も対応しようという予防に対しての体制は整えていこうということで進めております。先ほどのもう一点が診療、これについては診療所がなくなったということで、現在村から一番近い診療所は渡嘉敷村の歯科診療所です。今、渡嘉敷村とも連絡体制をとって座間味村からの患者の受け入れ等ができないかとか、そういった相談はさせていただいているところですが、まだ返事はいただいておりません。それとあわせて仮設の診療所、センターの1階にということで検討もしました。しかしながら歯科器材、非常に高額ということで、これについては財源の措置を要求しましたが厳しいということで予算確保ができなくて、これにかわって早急に補助金、交付金等で対応できないかということで進めております。今後、県から歯科の早期の体制と予防に対しても2つセットで整えて進めていこうと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

いずれにしてもすぐはできないということで、確かに一番の病気の原因はもちろん口から入ると昔からよく言われていますので、もう少し真剣に考えて、乳幼児も含め学童、何回も言いますが、そういったものも含めてもう少し手厚くできるような方法を今後も検討してやってください。この件に関しても、もし今後機会があれば、またお伺いしたいと思っています。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○ 議長（宮里祐司）

これで宮平喜文議員の一般質問を終わります。

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

おはようございます。私のほうからは、先ほどの宮平喜文議員がちょっと長くなっていますので、簡潔に質問したいと思います。

水道の広域化について質問したいと思います。今年11月に沖縄県企業局と近海離島で締結された「水道の広域化」について、その意義と本村における効果、そして本村での広域化の実施時期についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

ただいまの中村 勇議員の御質問にお答えいたします。今回、広域化に向けて沖縄県企業局、沖縄県と8離島村で締結をしましたが、この8離島における簡易水道事業につきましては、御存じのように取水から家庭への配水まで、一貫してそれぞれの自治体で実施しております。一方で、沖縄本島の自治体、あるいは沖縄本島から近距離にある伊江村等の離島自治体におきましては、沖縄企業局が取水、送水施設、浄水場を含めて管理運営をしまして、各自治体は企業局から水を購入して各家庭へ配水をするということでの水道事業の形態となっております。今回の広域化によりまして、沖縄本島地域と同様な形態となりまして平等となるということにつきましては、非常に意義のあることだと認識をしております。また、広域化されることにより企業局の技術やノウハウが生かされますので、水道水の水質の安定、運用の安定、今後控えている施設整備費の大幅な軽減、それから何といたしましても水道料金の軽減が期待できますので、非常に効果があるものだと思っています。さらに、座間味村における広域化の時期なんですけれども、これは平成32年度の予定となっております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

この水道の問題というのは死活問題でありまして、平成32年ということでお話がありました。本村は国立公園にも指定され観光客も増えて、水の使用量も多くなって、水の需要と供給のバランスが悪くなるのが懸念されます。村民の負担軽減や安心安全な水の定期的な提供のため、できるだけ早期に広域化が実現できるよう関係機関に働きかけていただきたいと思います。そういうことで、実現に向けて進めるようお願いしたいと思います。これで1番の質問を終わります。

続きまして、下水道の事業について質問させていただきます。各地区の現在の接続と接続率の向上のためにどのような施策を行うのか伺います。よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

ただいまの御質問にお答えいたします。まず接続率ですけれども、現在の接続率、座間味島の座間味地区、阿佐地区、阿真地区において全体で95.6%、阿嘉地区の漁業集落排水事業の接続率が96.5%、慶留間島におきましては86.9%となっております。なお、この接続率の出し方なんですけれども、これは戸数ではなくて人数で出しております。住民基本台帳の人口で、その世帯に住んでいる人間を割って出すという方法での接続率となっております。それから工場の接続率、結構高い割合を示しておりますけれども、かといって事業所において一部接続していない箇所がございますので、その辺の接続を促すために年に一回ではありますけれども、広報紙に掲載をしておりますし、村のホームページへは随時接続してくださいということでのお願いの掲載をしております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

接続率が96%ですか、そのように各地域で上がっていますが、まだ民宿系統が一部接続されてない状況であります。確かに阿嘉島でも側溝を通るとちょっとにおいがしたりとか、環境にはすごく悪いのではないかと思います。先ほどもお話がありましたようにチラシ等、たしか座間味村では接続するための借入れが45万円でしたか、そのような基金もあると思いますので、ぜひ接続率をよくするために、向上を図ることで環境保全に努められると、また料金の徴収によって経営の健全化が図られると思いますので、ぜひ接続の呼び込みをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

これで質問を終わります。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩いたします。

休 憩  
再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開いたします。

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

おはようございます。2年振りであります。ちょっと緊張しておりますが、よろしく申し上げます。

まず第1番目に、慶留間地区西側墓地の浸水について伺います。慶留間地区西側の墓地は、大雨のたびに浸水しますが、以前から要望を出していますが、進展がありません。早期の解決を要望しますが、今後の見通しをお伺いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの中村秀克議員の御質問についてお答えしたいと思います。まず、本墓地の浸水については、以前にも御質問を受け、対策が必要と考えております。お墓の担当であります私も福祉班としましては、当事者と確認を行っております。まずは仮説的な対応となりますが、土嚢を積み上げて対策を講じることとしております。なお、既存側溝についてのハード的、いわゆる工事を伴うものの解決策については、担当課の産業振興課と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

とりあえず土嚢ということなんですが、やはり構造的にはハード的なブロックで塀で囲むとか、そういうのをお願いしたいんです。今年の何月か、納骨がありましてお墓を開けたんですが、前に入っていた上番ということで入り口を守る方が鎮座しているんですが、雨がいった跡があつて浮いても上番のところにはないわけですね。たまたま前の納骨のときに浸水の可能性があるからということで蓋をしてあつたおかげで骨壺が割れなくて、散乱しなくて、以前は散らばつたというか、それもあつたわけですね。そういうたびに先祖の人も可哀相ではないかと思つて、実は與儀九英さんが村長時代からそういうのが確認されて、いつも要望を出してはいたけれども全然進まないわけです。ですから十五、六年、もう20年になるわけです。だから早目に島の先輩方を安らかに過ごさせるために、一刻も早い解決をお願いします。まず、現場を確認して予算を組んでもらつて、早目の完了をよろしくお願ひいたします。

続いて水問題についてですが、先ほども同僚議員からありましたが、別の観点から取り組んでいきたいと思ひます。沖縄県と県企業局、本島周辺離島8村は、2021年度までに水道広域化を実現するため、連携して取り組む覚え書きを締結したと、新聞報道を見ました。非常に喜ばしいことであります。担当課長からありましたように、使用者の負担が軽減される可能性があるということで喜ばしいことでありますが、まだ5年以上先であります。掲示板には、9月以降の少雨続きで節水を呼びかける張り紙が掲示されていますが、確かに座間味村は海水淡水化施設ができて、以前の深刻な状況までにはいかないとは思ひますが、ちょっと少雨続きで、阿嘉、慶留間はそれがないものですから、それに対して対策とか講じているのかをお伺ひいたします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

中村秀克議員の御質問にお答えいたします。水道の広域化については、先ほど中村 勇議員に答弁したとおりでございますけれども、現在の水の状況をまず御報告いたします。12月15日現在ですけれども、座間味ダムが92.75%、ウタハ堰が76.44%ということで、阿嘉、慶留間地域の水がめとなっておりますウタハ堰の水位が下がってきました。この要因としては11月に非常に降雨が少なかったということで、実は11月25日まで座間味ダムの観測で1ミリも降っておりません。そういうこともあつて、実はウタハ堰、70%を切りそうなところまでいっておりまして、そのために節水の呼びかけを張り紙でお願いしたところです。先ほども中村議員からありましたとおり、座間味島においては海水淡水化施設があるということで、今、試験的に動かしていますけれども、雨が降らなくても水が増えるような状況があります。ちょっと降ると貯まるということで、それは何を意味しているかといいますと、海水淡水化で賄っているということで、座間味島については渇水時にも対応ができる体制が整っていると思ひます。ただ、御指摘のように阿嘉、慶留間については、ウタハ堰と原水タンク、浅井戸と砂防堰からの取水に頼らざるを得ないということで、現在、非常に予算のかかる海水淡水化施設とか、新たな水源の具体策はないんですけれども、何をするかといいますと、現在広域化に当たつて、村内全域で漏水の調査をしております。どうも漏水がある箇所が何カ所か見受けられますので、その辺を水を無駄にしないために改善をしていかないといけないということと、メーターの更新、これは法律上6年に1回更新をしないといけないんですけれども、一部できていないところがあつて、メーターが動いていないとかということで有収水量が、実際につくった水と本来、イコールか、若干少ないぐらいにならないといけないんですが、かなり数字が合わないところがありますので、

水源地の確保というのは簡単にはできるものではないんですけども、こういう細かいところを改善して、広域化に向けて、村でできることはやっていきたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

現状はわかりました。村長が就任1期目の最初の年ですか、ウタハ堰を浚渫して貯水量も増えて、あれから安定してきたわけですが、それだけ安定したということは上流から水と一緒に土砂も流れて、確かに最初のころよりは貯水率というか、土砂の分だけ貯水量は減っているのではないかと思います。あるときは那覇市の消防から10トンタンクの消防車を借りて、慶留間、外地から多いときで1日10往復ぐらい、それが約1か月間続いたんですが、あのころは外地も慶留間も小さいですけども豊富にあったんですね。那覇市の消防の方も見た感じ、これは二、三日で空っぽにできると思ったものが1か月も、取ってもまた増えている。地下というか、浸透している水がまだ豊富にあるわけです。だから消防隊も非常にびっくりしていたということがあって、あの施設を利用しないと。外地には大きい発電機、ポンプ、5連装でしたか、非常に大きいくみ上げポンプが2機あって、これを有効利用して、あれは慶留間崎まではパイプがつながっているわけです。だから、また消防に応援をもしお願いするんだったら、慶留間崎ぐらいのところからすぐ持ち上げたほうが、外地にちゃんとポンプがあるのに、那覇消防署が持ってきたポンプを使おうということで時間的なロスが生じて、もっと多く水を運べたのではないかと思います。ですから、パイプは慶留間まで来ています。そうであれば、露出配管でもいいですから、阿嘉島の橋の下に地下タンクがありますよね。あれまでは持っていけると思うんです。そうしたら消防の協力を得なくても、そういう渇水時期に慶留間の水を利用できるのではないかと思いますんですけども、いかがお考えでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

御提案、ありがとうございます。早速、現場のほうを再度確認させていただきまして、今後検討していきたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

あわせて、私のほうからも説明させていただきます。水道の広域化、本当に皆さんに御協力をいただきまして、やっと締結ができたところでございますが、水道広域化の話をちょっとさせていただきます。どういうことかといいますと、今、私たちにとって何がメリットかという、平成32年からしか私たち、できないんですが、要はこの期間、ほかの島から先にやるという形にはなっていますけれども、実際は施設整備、基幹改良しないと安心安全なもっといい水を出したいという企業局側の気持ち、さらに、座間味、阿嘉、慶留間と多島であるということで、その基幹改良の期間がかかりますということで私たちが最後になるわけで、一番最後にやるというのは、ちょっとニュアンスが違う意味で最後になるということでもあります。さらに、基幹改良に関しましては企業局のほうでやってもらいますので、今、私たち、前向きに検討するという話だったんですけども、もちろん検討させていただきながら、資源の開発というのも私たちがやる必要はなくなって、これも企業局がやります。ですから、私たちはしっかりとこの辺の提言をさせていただいて、座間味村の水行政はどうあるべきかというのをしっかりと企業局に私側からもアプローチをする。その中で一番いい取水のあり方、あるいは水源開発のあり方、そういうことをやっていくことで村民の皆さんに

安心安全で安定的な水を提供できるということになるかと思っておりますので、そういう意味でいいますと、私たち、一般財源を出さなくても工事をしていただけるという環境になるということもあわせて御報告させていただきながら、先ほど産業振興課長が言ったように、しっかりと物を申して、沖縄県にいろいろな事業をしてもらおうということを考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ありがとうございます。ある施設ですからもったいないですね。大きい発電機も宝の持ち腐れで、整備もしていないはずですからエンジンが今かかるかどうかわからないわけですが、見た目は新品同様です。ちゃんと建屋の中にありますので、ポンプも5連装の非常にいいポンプでありますので、ああいったのを有効利用して、制限給水とかが今のところはないんですが、今後はそういう状況が続いて、80%、70%切ってしまうと、やはり阿嘉、慶留間地区も制限給水される可能性がありますので、そういう対策を一步手前で手を打って、制限給水がないようによろしくお願いいたします。

次に、阿嘉港旅客ターミナルについてですが、本年3月5日に慶良間国立公園が制定され、観光客の増加を実感しておりますが、観光客を受け入れる阿嘉・慶留間の玄関口である阿嘉港旅客ターミナルが有効に活用されていないと思うんですが、村の方針をお伺いいたします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

お答えいたします。阿嘉漁港のターミナル側、以前は売店として使用されていたスペースがありました。現在、そのスペースについては明け渡されたままになっておりまして、御指摘のとおり、有効に活用されているとは言えません。今後の考えなんですが、当初の目的に沿った形で活用されるよう調整していきたいんですけども、あのターミナル施設は、実は国の水産庁の予算で建てられた建物です。漁港であるということが前提で建てられたものでして、港湾である座間味島とか、慶留間の港とは若干違いまして、この売店のスペースについて当初の目的というのは、漁協等が海産物等を販売するということでの計画でした。当初は漁協が入居するというので建設は進めていたんですが、いろいろな事情がありまして別のところが入居した形になってはいたんですけども、今後はその辺、地域のものを生かしたものを販売するようなスペースになっていくようにしたいと考えております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

今、そのスペースは仕切りという形でやっているんですが、上は格子状になっています。前に使っていたような跡が見えてちょっとまずいのではないかと。やるんだったら完全に隠して、使わないんだったら使わないでやってほしいんですけども。座間味のターミナルはお土産とかあって充実しているのに、阿嘉は本当に寂しいんです。何もないし、観光客も島に来たからには、そういう島の思い出に何か買っていきたいという要望もあると思いますので、こういったものを早目に解決して、漁協がやらないんだったら入札して、希望者を募ってさせたほうがいいのではないかと思います。それと、写真をプリントアウトしたんですが忘れてしまって見せられないんですが、待合室、ロビーにはたくさんのコンセントがあるわけですけども、今はお客さんが少ないんですが、携帯を充電している人が非常に見受けられるんです。座間味もあるかどうかかわからないんですけども、これは両方共通しているんですけども、あれは非常に見苦しいですね。

ですから大手の携帯電話会社をお願いして、空港にありますよね。充電ボックスを無償で置いてくれと。電気料は村が負担します。電気代は知れていますから。コマーシャルにもなるロゴも入れて、そういう働きかけをしてはどうかと思うんですが、いかがですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

申しわけございませんが、ターミナルでそういうことが行われているというのをきょう初めて聞きまして、大変失礼しておりますが、今の話を聞きますと、携帯の充電スポットということで需要があるようですので、携帯会社が設置してくれるのか。そのターミナルを管理している側が設置するのか、その辺から調べないといけませんけれども、たしかとまりんにもあったと思いますので、その辺を調査させてください。よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

これは、はた目から見ても非常に見苦しいです。リード線があつてそのまま置いてあつて。近くにやった人がいるかと思ったけれども、持ち主が誰なのかわからないのにたくさん人がいますよね。あの辺、特に外国から来たお客さんから見たら、何でだろうと思うと私は思うんです。非常に見苦しい。国立公園になって観光化、これから進めようということでのそういう環境整備をやってもらって、受け入れ態勢を万全にして、お土産も買える施設にしてほしいと思います。これは以上で終わります。

次、育英会奨学金についてですが、現在の育英会奨学金を受けている方、卒業して返済をしている方の人数、それと育英会基金の現在の残高を教えてください。

○ 議長（宮里祐司）

宮平正則教育課長。

○ 教育課長（宮平正則）

ただいまの中村秀克議員の御質問にお答えします。本年12月現在、奨学金を受けている方が2名、卒業して返済中の方の人数が11名となっております。育英基金の残高としては、12月10日現在なんですけれども、133万8,957円となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

今現在2名が給付されているわけですね。そろそろ2学期も終わって3学期に入って、新年度というか、次の年の募集というのはいつから図るんでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平正則教育課長。

○ 教育課長（宮平正則）

この募集については、例年4月に行っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

4月ということは、もう合格したという確定の後ですね。わかりました。これは大学も対象ですよ。高



校と大学では奨学金の月の差はあるわけですか。一緒ですか、差があるのか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平正則教育課長。

○ 教育課長（宮平正則）

ただいまの質問なんですけれども、高校生に関しては月2万円、大学生に関しては月3万円となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。今、11名が奨学金の返済時期に入っているんですが、返済状況はどうですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平正則教育課長。

○ 教育課長（宮平正則）

返済状況として確認してみたんですが、2名はもう完済しております。そして、11名支払いは行っているんですけれども、ただ、時期をおくれて支払っている方が結構いまして、本来であれば払い終わっている方もいるんですけれども、実際、毎月払ってもらっております。約1名に関しては相当期間おくれている方がいるんですけれども、この方には電話等で督促したりしてはいるんですが、なかなか連絡がつかない状況があって、その家族の母親が時折支払ったりしている状況です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。今、基金残高が33万円余りということなんですが、それだと新年度は対象、余り増えすぎても払えないわけですから、大体何名ぐらいの予定とか、人数は決まっているんですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平正則教育課長。

○ 教育課長（宮平正則）

現在のところ人数とかはまだ決まってはいるんですけれども、ただ、貸し出すのはまとめてではなくて毎月2万円、3万円ということですので、今いる生徒には十分対応できる金額となっております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

概要は大体わかりました。確かに奨学金を支給して、父兄も生徒も恩恵を受けて勉学に励んでいると思うんです。これから提案をしたいんですが、船舶の船員の方々が島生まれ島育ちの出身の方々が定年を迎えてだんだん減っていくという状況で、そういう島で生まれ育って島のことがよくわかる子供たちが、将来船乗りになりたいという子供たちが優先というか、来たら免除とか、そういうシステムがとれないかどうか。なぜかという、去年も村長と一緒に淡島で、私はブリッジまで上って船長と一緒に島に着くまでいろいろ話したんですけれども、あのフェリー、高速船ですね。島出身は船長2人しかいないと。やはり島出身の船員が来ないと、島のことがわからないと船乗り同士でも不都合な状況とかいろいろ出てくるという話を聞いて、これから考えないといけないですよという話を聞いたんですよ。また去年、伊平屋村に出張で行ったときに、伊平屋の議長さんからも伊平屋もシマンチュの船員が少なくなって、非常にぎくしゃくしたというか、そう

というのが非常に出てきていると。中村さん、島出身の船員を育てないといけないよという話を聞いたもので、すから、これは育英会、そういうので優遇措置を講じてもらって、卒業して船員になったときにそれを免除するとか、半額免除にするとかという、そういうシステムがとれないかと。ひいては、島に戻って島で就職して、島に住所を持っていて、そういう人たちにもそういう優遇措置がとれないのかと。これは来てからの話ですけれども、そういうシステムがあれば、島に1,000人を超えた人口があったのが、一旦800人台まで減って、今ちょっと持ち直して900人台ですけれども、やはり島の将来を担う子供たち、島出身の子供たちが島に定着してもらうようなシステム、奨学金を例に取り上げているんですが、そういうシステムで島の子供たちが故郷に帰ってくる。里帰りとかではなくて、ちゃんと定住しに帰ってくるようなそういうシステムづくり。とりあえず今は奨学金の話をしているんですが、ほかにもそういうシステムがないのかということをやっているんですが、これは村長に聞いたほうがいいのか、教育課長がいいのかな、とりあえず村長、よろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

御提言、ありがとうございます。確かに島に帰ってくる子供たちが増えるということは非常に大切でございますので、いろいろと考えていきたいと思いますが、ただ、育英会の規則、あるいは関連した法律であったり、条例だつたりがあるのか、私もまだ勉強しておりませんが、その辺との絡みがどうなのかということも含めてしっかりと検証していきたいということと、あわせて雇用に関しては、やはり地元だからというような形で優先雇用もなかなかしづらい環境がもちろんあるわけでございますので、そういうところもあわせて勘案させていただきたいと思います。例えば先ほどおっしゃったように、育英会奨学金だけではなくて、別の意味でも奨学金制度であったりとか、帰ってきたとき助成制度を設けるとか、いろいろな方法があると思いますので、奨学金の支払いを減額するというのは非常にありがたいような話ではあるんですが、これは戻ってくるお金を原資にして新たに次の子供たちに貸し付けをするという大きな目的もあります。そういうことからしますと、しっかりとした認識のもとに勉強させていただいて、あらゆる方向で島の子供たちが島に帰ってこれる環境をつくっていくのは私たちも努力する必要があるだろうと思っておりますので、きょうの答弁はこの辺で御勘弁いただきたいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

阿嘉区の区長の息子さんが最近船員になっていろいろ頑張っていますが、やはり島をわかる人たちがそういう職業についていると、いろんな面で非常に便利なこともあって、島のためにも活躍してくれるのではないかと思いますので、とりあえず奨学金ということを持ち出したんですが、それ以外にいろんな方法があれば、人口をこれ以上減らさない、もっと増やす、定住化を図るためにそういうシステムづくりができれば、村長もいろいろ考えているとは思いますが、いろいろお互いに提案しながら頑張っていければと思いますので、御協力よろしくお願いします。以上で終わります。

○ 議長（宮里祐司）

これで中村秀克議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開いたします。

一般質問を行いたいと思いますので、副議長と交代します。

しばらく休憩します。

休 憩

（議長席の交代）

再 開

○ 副議長（中村 勇）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長に代わり、議長 宮里祐司君の一般質問終了まで、議長の職務を行います。

8番 宮里祐司議員。

○ 8番（宮里祐司議員）

それでは、最後の一般質問となります。もともとここの席がなかったので、ここが非常に落ち着きますが、質問させていただきます。

税及び公共料金の収納状況についてでございます。この質問は、大分前から私の政治、議員活動の中で一丁目一番地でしっかりと自主財源の確保、また不公平感の是正という意味でも質問させていただいた内容でございます。それでは、まず現年度及び過年度分の収納状況についてお伺います。

○ 副議長（中村 勇）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

それでは、私どもほうから説明をさせていただきたいと思います。お配りしております資料3のほうをお手元に御準備ください。この水色の紙ですね。よろしいでしょうか。それでは説明のほうをさせていただきます。今現在でございますが、住民税のほう、徴収率の欄をごらんいただけますでしょうか。現年度分の率が61.4%、滞納繰越分が43.5%で計60.8%になっております。固定資産税は59.2%が現年度分、滞納繰越分が10.1%で41.4%となっております。軽自動車税は現年度分88.3%、滞納繰越分が32.7%で80.8%。国保税は現年度分65.6%、滞納繰越分が10.0%で53.5%となっております。住宅使用料は現年度分が62.1%、滞納繰越分が16.9%で57.3%となっております。水道料金のほうは現年度分88%、滞納繰越分10.3%で61.7%となっております。下水道料金は91.1%の現年度分、滞納繰越分は16.0%で77.1%。貨物運賃のほうは現年度分83%で滞納繰越分のほうは9.4%の41.6%になっておりまして、合計では70.2%の現年度分、滞納繰越分は10.8%で計52.3%となっております。ただし、住民税、固定資産税、国保税、これに関しましてはまだ納期限が来ておりませんので、今現在のパーセントになっております。よろしく願いいたします。

○ 副議長（中村 勇）

8番 宮里祐司議員。

○ 8番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。一覧表で非常に見やすい表だと思います。今おっしゃったように、3つに関しましてはこれから徴収のほうをしていくということでございますが、全体的に見てあまりよろしくない収納状況、徴収率だと思っております。と申しますのは、以前からずっとこの数字を追いかけていますので、貨物運賃などに関してもあまりよくない状況だと思います。悪い収納状況、徴収率、悪い主な要因。また、以前もそうでしたけれども、一定の事業者や村民が滞納を続けている件もございましたので、お聞かせいただけ

ますでしょうか。

○ 副議長（中村 勇）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質問でございますが、資料1のほうをお手元に御準備いただけますでしょうか。折れ線グラフになってございまして、税等の徴収率なんです、平成22年度、平成23年度分、滞納繰越額、現年度分、かなり落ち込んでいて、これは観光業の収入が伸び悩んでいた時期と重なりまして、その滞納者の徴収率が悪かったことが原因となっております。また、滞納者の中には複数の税を滞納していらっしゃる方がいらっしゃるしまして、それも原因の一つと考えております。

○ 副議長（中村 勇）

8番 宮里祐司議員。

○ 8番（宮里祐司議員）

わかりました。今年の3月5日に国立公園に指定されて、観光入込客数はもう9万人を超えるという状況で、各事業者、村内ミニバブルの状況が起こっていると思います。間違いなく売り上げのほうも上がっているとは思いますが、逆にいうと、この時点で徴収率が上がらないといけないのか、収納率が上がらないといけないのかなと思っております。徴収率向上の大前提としましては、現年度分収納率を限りなく100%に近づけながら、滞納繰越分を減らすことが重要だと思っております。お聞きしますが、今年度の当初、現年度分、過年度分の収納、徴収目標値を設定してはいかがでしょうか、お伺いします。

○ 副議長（中村 勇）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、実は資料2のほうに滞納者の金額が大きい順に資料をおつくりしております。個人の方なんですけれども、お名前のほうは伏せさせていただいておりますが、一番多い方で1,000万円以上の滞納を抱えている方がございます。今、10万円以上の方を挙げているんですが、それだけでも合計5,000万円を超えているということで、かなりの滞納者がいるということで、私どものほうは11月から収納対策チームを立ち上げて、今おっしゃっていただきました目標値を定めております。現在の段階では現年度分の強化を図ることを優先に、担当者が目標を定めております。過年度分に関しましては、次回の対策チームのほうで議題にすることとしております。また、各担当の目標値なんです、資料4のほうをごらんいただけますでしょうか。対策チーム、毎月行うことにしております、今回は現年度分に関しての目標値を定めました。国保税が目標値、最終的には97%、固定資産税は92%、村営住宅に関しましては100%、住民税は99%、軽自動車税に関しましては98%の目標値を掲げております。

○ 副議長（中村 勇）

8番 宮里祐司議員。

○ 8番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。非常にすばらしい目標値を設定していると思います。資料2のほうですけれども、この滞納者、連座制で全てを滞納しているというのがグラフを見ておわかりになると思います。船舶、あくまでもこれは使用料金ですからね。税ではありませんので、使った分に関して払うというのは、これは当然のことだと思います。こういう部分をしっかりと取っていかないと、今後、払った人間が本当にばかしくなって、「ワーモハラワン、ワーモハラワン」というふうになっていきますので、しっかりと設定した目標値を達成するように、ぜひ力を入れてやっていっていただきたいと思います。ちなみに、出納閉鎖日が現年

度分に関しては5月31日、過年度分に関しては3月31日になっていると思いますが、今後の徴収率向上のための取り組み、どのようにして徴収に行くのかとか、先ほど総務・福祉課長がおっしゃったように、対策チームを以前のように立ち上げているという話もお聞きしていますので、それを踏まえたことをお聞きしたいと思います。お願いします。

○ 副議長（中村 勇）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、分納誓約に関しましては各担当で進めるように指示しておりまして、上下水道においては既に取り組みを行っております。現段階では電話での督促をまめに行っておりますが、今後、戸別訪問、口座差し押さえについても行っていく考えであります。

○ 副議長（中村 勇）

8番 宮里祐司議員。

○ 8番（宮里祐司議員）

わかりました。たまたま先週でしたか、議会事務局のほうで事務局長と打ち合わせをしていたんですが、その現場を私は耳で聞きましたが、担当の職員が電話でしっかりと納めてくださいということで、結構強く滞納者に督促を促している状況も確認はしましたので、あのように対策班の中でも若い人間ではなくて、直接会って話をできる人間というのはある程度年配の方。年配というか、年の上の方にそういうことをさせたほうが取りやすいのではないかと思いますので、例えば若い職員と中堅、あと上司と一緒にセットで徴収に伺わせるとか、そのようなことをやったほうが取りやすいのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

あと、不納欠損についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 副議長（中村 勇）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

本村におきましては、各不納欠損というものを行っておりませんが、死亡された方や転出して行方が不明の方については次回の徴収対策チームでリストを作成し、検討していくこととなっております。

○ 副議長（中村 勇）

8番 宮里祐司議員。

○ 8番（宮里祐司議員）

わかりました。なるべくは不納欠損をやらないほうがいい、してはならないと考えております。議会としても、これを一度認めてしまうと、また何年後かにはそれで切って、いわゆる徴収率を上げるためにそういう不納欠損をやったほうがいいというふうになってしまいますので、隣村では、もしくは沖縄県とか、大きい都市部のほうでやっているかもしれませんが、やはり我々のような小さな自治体で、自主財源も乏しい自治体でもございますので、しっかりとそこは回収するように。また、今総務・福祉課長がおっしゃったように、あとは生活保護世帯とか、困窮者、高齢者の世帯に関しましては、ある程度譲歩してもいいと思います。ちなみに、国民健康保険なんですけれども、国保に関しては支払いができないということで無保険、いわゆる国保に加入できていない世帯、あと住民というのはいますか。

○ 副議長（中村 勇）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

何件か保険証を持っていらっしゃらない方はいます。件数を把握はしておりませんが、ただ、そういう方でも医療にかかっていたきたいということはありますので、一部を納めていただきまして短期証、期限付きの保険証を発行させていただいております。

○ 副議長（中村 勇）

8番 宮里祐司議員。

○ 8番（宮里祐司議員）

わかりました。もちろんしっかりと納めてもらう部分は納めてもらわなければいけないんですけども、そのことによって健康保険手帳が発行できなくて医療にかかれなれないということになると、これは大変なことになりますので、しっかりとそこは譲歩していただいて、しっかりと医療が受けられるようにしていただきたいと思います。

それでは最後に、宮里村長にお聞きしたいと思います。これまでさまざまな村内の会議や会合で、私も参加している会合、村長も参加している会合がございますが、交付金に頼らない村政運営をすべきではないかというような声が結構上がっています。もちろん中身や細かい部分は住民の方、村民の方は把握していないと思いますが、そのような声が上がっているという状況で、まさに今話している自主財源の確保の強化が私は求められていると思うのですが、その件に関して村長のお考えをお聞きします。

○ 副議長（中村 勇）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

自主財源の確保は非常に大切でございます。また、議員からの御指摘といいますか、お話のように、交付金に頼らない財政運営というのは非常に大切だと認識をしておりますが、一般論の話ですが、全国のほとんどの自治体が地方交付税というのをもらわなければ自治体が運営ができない状況にあるというのも事実でございます。その辺、交付税制度は置きまして、その中でできるだけ自由に使えるお金がどのようにしたら多く集めることができるかというところに主眼を置いてお答えをさせていただきますと、先ほどからお話がありますように、使用料、税を含めた徴収の強化というところがまず第一義的には挙げられると思っております。私の1期目のときにも徴収対策チームを立ち上げて、非常に改善したという過去の実績もございますが、先ほど総務・福祉課長からありましたように、景気の低迷も含めて税収が伸び悩んでいたというのが、ここ三、四年の状況でございます。その状況の中で今年は好景気になったとはいえ、しっかりと税金が払える状況にあるのかどうかという調査も含めて、今回対策チームをつくらせていただいているところでございます。まずは、この対策チームでしっかりと税、使用料等の徴収に力を入れていくというのが一義的な話でございますが、それ以外にも、新たな財源の確保というのをしっかりとしないといけないと思っております。今考えているのは、私の1期目で否決をされてしまいましたが、法定外目的税の再度チャレンジをするのか、あるいは今年の6月に国会のほうの議員立法ででき上がりました地域自然保護法というのがございまして、これはエコツーリズム推進法等と絡むわけですけども、これまでは一般でいう入域料というのが法律を盾に取ることがなかなかできなくて、任意でしか徴収できないという状況が、地域資源保護法ということで合わせていきますと入域料というのが取れるという状況が出てきております。法定外目的税の大きな問題点は、島の人からも取らなければいけないというのが一番大きなデメリットではなかったかと、当時のことを思い出しておりますが、入域料に関しては、考え方によっては島の人から、いわゆる地域の人からはお金を徴収しなくてもいいよという話がありますとか、メリット、デメリット、お互いいいところも悪いところもあるかと思っております。近々総務・福祉課長を中心に、新たな財源の確保に関する特別チームをつくらうという話をずっとさせていただいております。この方法論といたしましては、先ほど話をさせてい

ただいた法定外目的税、いわゆる入島税なのか、あるいは地域自然保護法に基づく入域料なのか、その2つを大きな柱としてこれから検討させていただきます。法定外目的税は既に相当議論は進んでおりますので、それですと他地域、渡嘉敷村であったり、伊是名村がやっておりますので早くなるかと思いますが、入域料の場合はこれからいろいろな計画を策定するというので、半年ぐらいではできるものではないんですけども、例えば入域ですから、海域使用だけでも入域だという捉え方をすると、大きな財源になるかと思っております。ちなみに、直近でいいますと、今年でいいますと、入域観光客が9万人を超えと言われておりますが、9万人ですから、単純に100円取ると900万円ということなんですが、沖縄本島からダイビングに来るお客さんからもどうにか取ることができると仮定すれば、それ以上の収入が見込まれるのではないかと考えているところでございますので、その辺をしっかりと検証した上で議員の先生方にはお示しをして、この議会の場でいろいろと議論させていただきたいと思っておりますので、ぜひ御協力をよろしくお願いたします。以上です。

○ 副議長（中村 勇）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

国立公園化、年が明けば1年目、また2年目に突入していくわけですが、やはり国立公園化が一つの大きなキーワードになって、もちろん環境を守りながら、新たな財源を確保するためにどういう予算があるのかということをしかりと模索しているということでございましたので、座間味村の生き残りをかけた戦いが、いよいよ1年目が終わって2年目、この国立公園の効果というのは私も短期的だと考えておりますし、観光業者もそうだと思っておりますので、しっかりとそこも戦略的に進めていっていただきたいと思ます。また次回以降、過年度分の徴収率のパーセンテージ設定は質問させていただきたいと思ますので、よろしくお願いたします。

それでは最後に申し上げますが、自主財源の確保と納税者に対しましての不公平感の是正をよろしくお願いたします。以上です。

○ 副議長（中村 勇）

これで宮里祐司議員の一般質問が終わりましたので、議長と交替します。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開いたします。

これから午後の会議を始めます。

日程第6．議案第47号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第55号 工事請負契約の一部を変更する契約についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

午後もよろしくお願いたします。議案の説明の前に、まず議案第51号 平成26年度座間味村一般会計補正予算（第6号）におきまして一部ミスがございましたので、差し替えの資料を御提示させていただいております。大変申しわけございませんでした。以後、このようなことがないように気を付けていきたいと思ます。あわせて、議案の提案以降に議案第55号を先日追加で提案させていただいております。議案第55号に関しましては、後ほど担当課長から内容についての説明をさせていただきますが、それ以外の議案第47号から議案第54号までにつきましては、前回の全員協議会の中で御説明させていただきました

ので、議案のかがみのほうだけ読み上げさせていただきまして、説明にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

#### 議案第47号

#### 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例1号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

平成26年度の人事院及び沖縄県人事委員会の勧告に基づく見直しを実施するため、本条例を改正する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

#### 条例第14号

#### 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

座間味村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の67.5」を「100分の75」に改める。

別表第1及び第2並びに第3を次のように改める。

#### 別記第1

#### 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000



職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	324,800	372,700
	26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300
	30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100
	31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400
	34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800
	35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400
	36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100
	41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200
	42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400
	43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600
	44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800
	45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500
	46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200
	47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900
	48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600
	49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200
	50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900
	51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600
	52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300
	53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000
	54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700
	55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400
	56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000
	57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600
	58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200
	59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900
	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600
	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200
	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800
	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500
再任 用職 員以 外の 職員	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100
	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
	79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
	80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
	81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
	82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
	83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
	84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
	85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
	86	241,000	295,900	344,000	383,900		
	87	241,700	296,200	344,500	384,500		
	88	242,400	296,600	344,900	385,100		

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	89	243,100	296,900	345,200	385,800		
	90	243,600	297,300	345,600	386,400		
	91	244,100	297,700	346,100	387,000		
	92	244,600	298,100	346,500	387,600		
	93	244,900	298,200	346,700	388,300		
	94		298,500	347,100			
	95		298,900	347,600			
	96		299,300	348,000			
	97		299,500	348,100			
	98		299,800	348,600			
	99		300,200	349,100			
	100		300,600	349,400			
	101		300,800	349,700			
	102		301,100	350,100			
	103		301,500	350,500			
	104		301,800	350,900			
	105		302,000	351,400			
	106		302,300	351,800			
	107		302,700	352,200			
108		303,000	352,600				
109		303,200	353,100				
110		303,600	353,500				
111		304,000	353,900				
112		304,300	354,200				
113		304,400	354,700				
114		304,700					
115		305,000					
116		305,400					

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	117		305,600				
	118		305,800				
	119		306,100				
	120		306,400				
	121		306,800				
	122		307,000				
	123		307,300				
	124		307,600				
125		308,000					
再任 用職 員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第37条に規定する職員を除く。

行政職給料表  
(単労職)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	197,000	249,500	281,000
	2	124,800	176,500	198,400	250,900	282,900
	3	125,800	178,000	199,800	252,200	284,700
	4	126,700	179,500	201,200	253,500	286,600
	5	127,700	180,900	202,600	254,600	288,500
	6	128,700	182,400	204,100	255,900	290,400
	7	129,700	183,900	205,500	257,200	292,200
	8	130,700	185,400	207,000	258,500	294,100

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	9	131,500	186,900	208,500	259,600	295,800
	10	132,500	188,100	210,100	260,900	297,600
	11	133,500	189,400	211,700	262,200	299,400
	12	134,600	190,600	213,300	263,500	301,200
	13	135,400	192,000	214,700	264,600	302,800
	14	136,400	193,100	216,400	265,800	304,500
	15	137,400	194,300	218,100	267,000	306,200
	16	138,400	195,500	219,700	268,100	307,800
	17	139,500	196,700	221,100	269,200	309,400
	18	140,700	197,900	222,300	270,400	311,100
	19	141,900	198,900	223,500	271,500	312,800
	20	143,100	200,000	224,700	272,600	314,500
	21	144,200	201,000	226,000	273,600	315,800
	22	145,400	202,200	227,600	274,700	317,200
	23	146,600	203,400	229,200	275,800	318,600
	24	147,800	204,500	230,800	276,900	320,100
	25	149,000	205,700	232,400	278,000	321,600
	26	150,500	207,000	233,900	279,100	323,100
	27	152,000	208,300	235,400	280,200	324,600
	28	153,500	209,600	236,900	281,300	326,000
	29	154,900	210,900	238,300	282,400	327,600
	30	156,400	212,200	239,700	283,500	328,900
	31	157,900	213,500	241,100	284,500	330,200
	32	159,400	214,800	242,400	285,500	331,400
	33	160,900	215,500	243,600	286,400	332,500
	34	162,700	216,900	245,000	287,500	333,500
	35	164,500	218,200	246,300	288,600	334,600
	36	166,300	219,600	247,700	289,700	335,800

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	37	168,100	220,700	249,000	290,400	337,000
	38	169,800	222,000	250,400	291,300	338,200
	39	171,500	223,300	251,800	292,200	339,400
	40	173,200	224,500	253,200	293,200	340,600
	41	174,800	225,600	254,400	294,100	341,700
	42	176,200	226,800	255,700	295,100	342,900
	43	177,600	228,000	257,000	296,100	344,100
	44	179,000	229,200	258,300	297,000	345,300
	45	180,500	230,400	259,300	297,800	346,200
	46	181,900	231,600	260,400	298,700	347,300
	47	183,300	232,800	261,600	299,600	348,400
	48	184,700	233,900	262,800	300,500	349,500
	49	186,000	235,100	264,100	301,200	350,600
	50	187,200	236,300	265,300	301,900	351,600
	51	188,300	237,500	266,500	302,700	352,600
	52	189,500	238,700	267,500	303,500	353,600
	53	190,600	239,800	268,600	304,100	354,500
	54	191,700	240,800	269,800	304,900	355,400
	55	192,800	241,800	271,000	305,600	356,300
	56	193,900	242,800	272,200	306,300	357,200
	57	195,000	243,800	273,200	307,000	358,000
	58	196,000	244,800	274,300	307,800	358,900
	59	197,100	245,800	275,400	308,600	359,800
	60	198,100	246,800	276,400	309,300	360,700
	61	199,200	247,800	277,500	309,900	361,500
	62	200,100	248,700	278,600	310,600	362,400
	63	201,000	249,600	279,700	311,300	363,300
64	201,900	250,500	280,800	312,000	364,200	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	65	202,600	251,500	281,700	312,500	364,800
	66	203,400	252,300	282,500	313,100	365,400
	67	204,200	253,100	283,300	313,700	366,000
	68	205,000	253,800	284,200	314,300	366,600
	69	205,500	254,600	285,100	314,900	367,000
	70	206,100	255,200	285,900	315,300	
	71	206,500	255,800	286,700	315,800	
	72	207,100	256,300	287,400	316,300	
	73	207,700	256,600	288,200	316,600	
	74	208,400	257,000	289,000	317,100	
	75	209,100	257,500	289,800	317,600	
	76	209,900	258,000	290,600	318,100	
再任 用職 員以 外の 職員	77	210,200	258,600	291,200	318,300	
	78	210,900	259,000	291,800	318,700	
	79	211,600	259,500	292,300	319,100	
	80	212,300	260,000	292,700	319,500	
	81	213,000	260,300	293,100	319,900	
	82	213,700	260,600	293,600	320,300	
	83	214,400	260,900	294,100	320,700	
	84	215,100	261,200	294,600	321,100	
	85	215,800	261,400	295,000	321,400	
	86	216,500	261,800	295,600	321,800	
	87	217,200	262,100	296,200	322,200	
	88	217,900	262,400	296,800	322,500	
	89	218,400	262,600	297,100	322,800	
	90	219,000	262,800	297,600	323,200	
	91	219,600	263,200	298,100	323,500	
	92	220,200	263,400	298,600	323,900	



職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	93	220,600	263,700	299,000	324,100	
	94	221,100	264,100	299,500	324,400	
	95	221,600	264,500	300,000	324,700	
	96	222,100	264,900	300,500	325,100	
	97	222,700	265,100	300,800	325,400	
	98	223,200	265,400	301,200	325,700	
	99	223,700	265,600	301,700	326,000	
	100	224,200	265,900	302,200	326,300	
	101	224,800	266,200	302,600	326,600	
	102	225,300	266,400	303,000		
	103	225,900	266,700	303,400		
	104	226,500	267,000	303,800		
再任 用職 員以 外の 職員	105	226,900	267,200	304,100		
	106	227,400	267,400	304,500		
	107	227,900	267,700	304,900		
	108	228,300	267,900	305,300		
	109	228,500	268,200	305,600		
	110	228,900	268,500	306,000		
	111	229,400	268,800	306,400		
	112	229,900	269,000	306,800		
	113	230,300	269,200	307,000		
	114	230,800	269,500	307,400		
	115	231,300	269,700	307,800		
	116	231,800	269,900	308,100		
	117	232,100	270,200	308,400		
	118	232,500	270,500	308,800		
	119	232,900	270,800	309,100		
	120	233,300	271,100	309,400		

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	121	233,700	271,200	309,600		
	122		271,500	310,000		
	123		271,800	310,300		
	124		272,100	310,600		
	125		272,200	310,800		
	126		272,500	311,200		
	127		272,800	311,500		
	128		273,100	311,800		
	129		273,200	312,000		
	130		273,500	312,400		
	131		273,800	312,800		
	132		274,100	313,200		
	133		274,200	313,400		
	134		274,500			
	135		274,800			
	136		275,100			
137		275,200				
再任 用職 員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

海事職給料表

給与表別表第2

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	140,600	183,800	217,600	253,600	288,900	319,500
	2	141,600	186,000	219,300	255,500	290,400	321,400
	3	142,700	188,200	221,000	257,400	291,800	323,200
	4	143,700	190,400	222,700	259,300	293,200	325,000
	5	144,700	192,500	224,200	261,300	294,700	326,900
	6	146,000	194,400	225,900	263,300	296,100	328,700
	7	147,300	196,300	227,600	265,300	297,500	330,500
	8	148,600	198,200	229,300	267,300	298,900	332,200
	9	149,700	200,000	231,000	268,800	300,300	334,000
	10	151,200	201,600	232,800	270,700	301,600	335,700
	11	152,800	203,200	234,600	272,600	302,900	337,400
	12	154,300	204,800	236,400	274,500	304,200	339,100
	13	155,600	206,400	238,100	276,200	305,600	340,700
	14	157,100	208,000	239,900	277,800	306,700	342,400
	15	158,600	209,600	241,700	279,400	307,800	344,100
	16	160,200	211,200	243,500	280,900	308,900	345,700
	17	161,600	212,700	245,400	282,400	309,900	347,300
	18	163,300	214,100	247,500	283,900	311,000	349,000
	19	165,000	215,500	249,600	285,300	312,000	350,700
	20	166,700	216,800	251,700	286,800	313,000	352,400
	21	168,300	218,000	253,600	288,400	313,900	354,000
	22	170,200	219,400	255,500	289,900	315,000	355,600
	23	172,100	220,900	257,400	291,400	316,100	357,200
24	174,000	222,400	259,300	292,900	317,200	358,800	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	25	175,700	223,800	261,300	294,500	318,100	360,300
	26	177,500	225,200	263,300	295,900	319,000	361,900
	27	179,300	226,600	265,300	297,300	319,900	363,500
	28	181,100	228,100	267,300	298,700	320,800	365,000
	29	182,700	229,400	268,800	300,000	321,800	366,500
	30	184,800	231,000	270,700	301,200	322,700	367,900
	31	186,900	232,600	272,600	302,400	323,500	369,400
	32	189,000	234,000	274,500	303,700	324,300	370,900
	33	190,900	235,400	276,200	305,100	325,200	372,100
	34	192,800	236,900	277,800	306,200	326,100	373,200
	35	194,700	238,300	279,400	307,300	327,000	374,400
	36	196,600	239,700	280,900	308,400	327,900	375,600
	37	198,400	241,000	282,400	309,500	328,800	377,000
	38	200,000	242,300	283,900	310,600	329,700	378,300
	39	201,600	243,700	285,300	311,700	330,600	379,600
	40	203,200	245,100	286,800	312,800	331,500	380,900
	41	204,600	246,100	288,400	313,800	332,300	382,000
	42	206,200	247,600	289,900	314,800	333,200	383,200
	43	207,800	249,100	291,400	315,900	334,100	384,300
	44	209,400	250,600	292,900	316,900	334,900	385,500
	45	210,900	251,800	294,500	317,800	335,800	386,500
	46	212,200	253,300	295,900	318,700	336,700	387,400
	47	213,400	254,700	297,300	319,600	337,600	388,600
	48	214,700	256,100	298,700	320,500	338,500	389,600
	49	216,100	257,600	300,000	321,400	339,100	390,600
	50	217,300	259,100	301,200	322,200	339,600	391,600
	51	218,500	260,600	302,400	323,000	340,200	392,600
52	219,600	262,100	303,700	323,800	340,800	393,500	

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	53	220,900	263,400	305,100	324,400	341,400	394,600
	54	222,200	264,800	306,200	325,200	342,000	395,500
	55	223,500	266,200	307,300	326,000	342,600	396,500
	56	224,700	267,500	308,400	326,700	343,200	397,500
	57	225,800	268,700	309,500	327,200	343,600	398,500
	58	227,000	270,100	310,600	327,900	344,200	399,400
	59	228,200	271,500	311,700	328,600	344,800	400,300
	60	229,400	272,900	312,800	329,300	345,400	401,300
	61	230,600	274,100	313,800	329,900	345,600	401,900
	62	231,700	275,400	314,800	330,400	346,100	402,800
	63	232,700	276,600	315,900	330,900	346,500	403,700
	64	233,800	277,900	316,900	331,500	347,000	404,600
再任 用職 員以 外の 職員	65	234,500	279,200	317,800	331,800	347,200	405,200
	66	235,500	280,400	318,700	332,400	347,700	405,800
	67	236,400	281,600	319,600	333,000	348,100	406,400
	68	237,500	282,800	320,500	333,600	348,500	407,000
	69	238,600	283,800	321,400	334,000	349,000	407,700
	70	239,500	284,700	322,100	334,400	349,400	
	71	240,400	285,600	322,800	334,800	349,800	
	72	241,300	286,500	323,500	335,200	350,300	
	73	242,200	287,500	323,800	335,400	350,900	
	74	242,900	288,200	324,300	335,700	351,400	
	75	243,600	288,900	324,800	336,000	351,900	
	76	244,300	289,500	325,300	336,200	352,400	
	77	244,700	290,100	325,900	336,600	352,700	
	78	245,400	290,700	326,500	336,800	353,200	
	79	246,100	291,300	327,100	337,100	353,700	
	80	246,800	291,800	327,700	337,400	354,200	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	81	247,400	292,500	328,300	337,700	354,700	
	82	247,900	293,100	328,700	338,100	355,100	
	83	248,300	293,700	329,100	338,400	355,600	
	84	248,800	294,300	329,400	338,800	356,100	
	85	249,100	294,700	329,600	339,100	356,600	
	86		295,000	330,000	339,400	357,100	
	87		295,400	330,300	339,800	357,600	
	88		295,900	330,600	340,200	358,100	
	89		296,200	330,900	340,400	358,600	
	90		296,600	331,200	340,800		
	91		297,000	331,400	341,200		
	92		297,400	331,700	341,600		
再任 用職 員以 外の 職員	93		297,600	331,900	342,000		
	94		298,000	332,100	342,200		
	95		298,400	332,500	342,600		
	96		298,800	332,900	343,000		
	97		299,000	333,100	343,400		
	98		299,200	333,400	343,800		
	99		299,500	333,800	344,200		
	100		299,800	334,200	344,500		
	101		300,200	334,300	344,800		
	102		300,500	334,500	345,200		
	103		300,700	334,700	345,500		
	104		300,900	335,000	345,800		
	105		301,200	335,300	346,200		
	106			335,600	346,600		
	107			335,900	346,900		
	108			336,200	347,100		

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	109			336,500	347,400		
	110			336,800			
	111			337,100			
	112			337,400			
	113			337,600			
再任 用職 員		213,100	227,700	233,600	256,100	285,100	316,000

医療職給料表

改訂欄

給与表別表第3

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500
	2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700
	3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900
	4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100
	5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300
	6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500
	7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700
	8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900
	9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600
	10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600
	11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600
	12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600
	13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800
14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900	

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000
	16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100
	17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100
	18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200
	19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300
	20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400
	21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200
	22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300
	23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400
	24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500
	25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500
	26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200
	27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100
	28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000
	29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900
	30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700
	31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600
	32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500
	33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200
	34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900
	35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700
	36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500
	37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100
	38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900
	39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700
	40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500
	41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700	



職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400
	44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000
	45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	
	46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	
	47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	
	48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	
	49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	
	50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	
	51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	
	52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	
	53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	
	54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	
	55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	
	56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	
	57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	
	58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	
	59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	
	60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	
	61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	
	62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	
	63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	
	64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	
	65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	
	66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	
	67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	
	68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	
	69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	
	70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100	
	72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700	
	73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400	
	74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900	
	75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500	
	76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000	
	77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400	
	78	267,700	300,700	337,700	362,600	392,000	
	79	269,000	302,000	338,900	363,400	392,600	
	80	270,300	303,300	340,100	364,200	393,000	
	81	271,400	304,100	341,200	364,800	393,500	
	82	272,500	305,300	342,300	365,300	394,100	
	83	273,600	306,500	343,400	365,900	394,700	
	84	274,700	307,800	344,500	366,400	395,300	
	85	275,600	308,900	345,400	367,000	395,800	
	86	276,600	310,100	346,400	367,500	396,400	
	87	277,700	311,300	347,300	368,100	397,000	
	88	278,800	312,500	348,300	368,600	397,600	
	89	279,800	313,800	349,400	369,000	398,000	
	90	280,800	315,000	350,200	369,500	398,500	
	91	281,800	316,200	351,000	370,100	399,100	
	92	282,800	317,400	351,800	370,600	399,700	
	93	283,800	318,300	352,500	370,900	400,200	
	94	284,800	319,000	353,100	371,400		
	95	285,800	319,700	353,800	371,900		
	96	286,800	320,300	354,400	372,200		
	97	287,700	321,000	354,800	372,800		
98	288,500	321,300	355,200	373,300			

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	99	289,300	322,000	355,700	373,800		
	100	290,200	322,700	356,100	374,300		
	101	291,000	323,100	356,600	374,900		
	102	291,800	323,700	357,000	375,400		
	103	292,600	324,300	357,500	375,900		
	104	293,400	324,900	357,900	376,300		
	105	294,100	325,300	358,200	376,900		
	106	294,600	325,800	358,700	377,400		
	107	295,100	326,300	359,200	377,900		
	108	295,600	326,800	359,500	378,400		
	109	295,800	327,200	360,000	379,000		
	110	296,200	327,600	360,500	379,500		
	111	296,400	327,900	361,000	380,000		
	112	296,800	328,300	361,500	380,500		
	113	297,100	328,700	362,000	381,100		
	114	297,300	329,100	362,500			
	115	297,700	329,500	363,000			
	116	298,000	329,800	363,400			
	117	298,300	330,000	363,800			
	118	298,600	330,300	364,300			
	119	298,900	330,700	364,800			
	120	299,300	330,900	365,300			
	121	299,600	331,100	365,700			
	122	300,000	331,400	366,200			
	123	300,400	331,700	366,700			
124	300,800	332,000	367,200				
125	301,000	332,200	367,600				
126	301,200	332,500					

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	127	301,600	332,900				
	128	302,000	333,100				
	129	302,200	333,200				
	130	302,500	333,600				
	131	302,900	334,000				
	132	303,300	334,200				
	133	303,500	334,500				
	134	303,800	334,900				
	135	304,200	335,300				
	136	304,500	335,700				
	137	304,700	336,000				
	138	305,000	336,400				
	139	305,400	336,800				
	140	305,700	337,200				
	141	305,900	337,500				
	142	306,300	337,900				
	143	306,700	338,300				
	144	307,000	338,700				
	145	307,100	339,000				
	146	307,400	339,400				
	147	307,700	339,800				
	148	308,100	340,200				
	149	308,300	340,500				
	150	308,500	340,900				
	151	308,800	341,300				
	152	309,100	341,700				
	153	309,500	342,000				
154	309,700						

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	155	309,900					
	156	310,200					
	157	310,600					
	158	310,900					
	159	311,200					
	160	311,500					
	161	311,900					
	162	312,200					
	163	312,500					
	164	312,800					
	165	313,200					
	166	313,500					
	167	313,800					
168	314,100						
169	314,500						
再任 用職 員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 条例第20条中「100分の75」を「100分の82.5」と読み替え、平成26年12月1日から平成27年3月31日まで適用する。

## 議案第48号

### 座間味村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

座間味村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

職員を公益的法人等へ派遣するためには、本条例を制定する必要がある。  
これが本議案を提案する理由である。

条例第15号

### 座間味村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (職員の派遣)

第2条 任命権者は、座間味村公益的法人等との取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）
- (4) 職員の定年に関する条例（昭和58年座間味村条例第7号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和47年座間味村条例第13号）第2条第1項第2号に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項
- (2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状態の連絡に関する事項

(派遣職員の職務への復帰)

第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
- (2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
- (3) 第2条第1項に規定する取決めに反することとなった場合
- (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合
- (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合
- (6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員のうち地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。）及び現業職員（地方公務員法第57条に規定する単純な業務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）を除く。以下第7条までにおいて同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する座間味村職員の給与に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員及び現業職員を除く。第6条において同じ。）に関する座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年座間味村条例第1号）第23条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給時期については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類)

第7条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

(報告)

第8条 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を村長に報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第49号

### 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

平成26年12月18日

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

農山村広場・公園の使用における制限、禁止、期限、要件等を明確にする必要がある。  
これが本議案を提案する理由である。

条例第16号

### 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例（平成15年6月30日条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中（4）の次に「（5）売店を使用すること。」を加える。

第6条中（4）の次に「（5）目的外に使用した場合。」を加える。

第9条を次のように改める。

（使用期間・使用要件）

第9条 農山村公園内で売店の使用許可を得たものの使用期間は、1年間（4月～3月）とし、最長3年まで更新することができる。

2 売店を使用できる者は、次の各号の条件を具備するものでなければならない。

（1）売店の使用者は、本村に住民登録をして1年以上となる者。

（2）村税や村が徴収する各種料金等において滞納がない者。

（3）売店の使用者は、個人及び村内に拠点を置く団体とする（企業は使用不可）。

第11条を次のように改める。

（使用料の減免）

第11条 村長は、公益上又は相当な理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。減額する場合の減額率は100分の75までとする。

別表第2（第10条関係）中「月額」を「年額」に、「35,000円」を「240,000円」に改める。



## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### 議案第50号

#### 座間味辺地に係る総合整備計画書の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第8項の規定により、座間味辺地に係る総合整備計画書の変更について議会の議決を求める。

平成26年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

座間味辺地に係る総合整備計画書（平成25年度～28年度）に事業の追加（座間味浄化センター長寿命化）と事業額の変更（村道座間味阿佐線、フェリー建造）が生じたため。

これが、本議案を提出する理由である。

### 議案第51号

#### 平成26年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 平成26年度座間味村一般会計補正予算（第6号）

平成26年度座間味村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

##### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,791千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,701,435千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

##### （地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		837,984	50,759	888,743
	1 地方交付税	837,984	50,759	888,743
11 使用料及び手数料		47,705	1,300	49,005
	1 使用料	42,405	1,300	43,705
13 県支出金		685,738	2,659	688,397
	2 県補助金	640,990	950	641,940
	3 県委託金	32,745	1,709	34,454
17 繰越金		98,570	11,969	110,539
	1 繰越金	98,570	11,969	110,539
18 諸収入		11,136	500	11,636
	4 雑収入	11,111	500	11,611
19 村債		296,200	△25,396	270,804
	1 村債	296,200	△25,396	270,804
歳入合計		2,659,644	41,791	2,701,435

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		37,216	443	37,659
	1 議会費	37,216	443	37,659
2 総務費		404,881	20,429	425,310
	1 総務管理費	362,008	18,253	380,261
	2 微税費	10,470	400	10,870
	3 戸籍住民基本台帳費	24,864	67	24,931
	4 選挙費	5,955	1,709	7,664
3 民生費		164,421	11,696	176,117
	1 社会福祉費	132,500	11,696	144,196
4 衛生費		166,907	3,694	170,601
	2 清掃費	74,845	3,694	78,539

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 費		102,826	20	102,846
	1 農 業 費	25,245	△200	25,045
	2 林 業 費	40,515	70	40,585
	3 水 産 業 費	37,066	150	37,216
7 商 工 費		123,712	△7,245	116,467
	1 商 工 費	123,712	△7,245	116,467
8 土 木 費		572,014	2,892	574,906
	1 土 木 管 理 費	7,105	56	7,161
	2 道 路 橋 り ょ う 費	316,773	695	317,468
	3 河 川 費	9,870	434	10,304
	4 港 湾 費	5,504	685	6,189
	6 住 宅 費	167,447	891	168,338
	7 空 港 費	23,188	131	23,319
9 消 防 費		113,269	7,418	120,687
	1 消 防 費	113,269	7,418	120,687
10 教 育 費		712,711	1,844	714,555
	1 教 育 総 務 費	61,160	653	61,813
	2 小 学 校 費	34,376	156	34,532
	4 幼 稚 園 費	22,974	703	23,677
	5 社 会 教 育 費	16,910	81	16,991
	6 保 健 体 育 費	20,854	251	21,105
13 諸 支 出 金		4,270	600	4,870
	2 公 営 企 業 費	4,270	600	4,870
歳 出 合 計		2,659,644	41,791	2,701,435

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
臨時財政対策債	34,000	3,094	37,094	(借入方法) 証書借入又は証券発行による	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
過疎債	224,200	△37,800	186,400			
辺地債	38,000	△7,000	31,000			
災害復旧事業債	0	16,310	16,310	(借入時期) 平成26年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年後に繰り延べて起債することができる。		
計	296,200	△25,396	270,804			

議案第52号

平成26年度座間味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

平成26年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成26年度座間味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,519千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,973千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		57,558	△50	57,508
	2 国庫補助金	22,515	△50	22,465
9 共同事業交付金		22,884	3,804	26,688
	1 共同事業交付金	22,884	3,804	26,688
10 繰入金		34,968	9,765	44,733
	1 一般会計繰入金	34,967	9,765	44,732
歳入合計		177,454	13,519	190,973

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		9,635	55	9,690
	1 総務管理費	9,523	55	9,578

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付金		89,626	9,660	99,286
	1 療養諸費	74,338	8,400	82,738
	3 出産育児諸費	2,102	1,260	3,362
7 共同事業拠出金		24,431	3,804	28,235
	1 共同事業拠出金	24,431	3,804	28,235
歳出合計		177,454	13,519	190,973

議案第53号

平成26年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成26年12月18日提出

座間味村長 宮里 哲

平成26年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,578千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ606,072千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

平成26年12月18日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		525,102	8,578	533,680
	1 運航収入	520,186	8,578	528,764
歳入合計		597,494	8,578	606,072

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		429,749	3,283	433,032
	3 貨物費	400	233	633
	9 船費	232,491	3,050	235,541
2 営業費用		89,810	5,295	95,105
	4 航路附属施設費	3,041	1,772	4,813
	5 店費	79,257	3,523	82,780
歳出合計		597,494	8,578	606,072

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
(仮) フェリー代船建造	平成27年度から平成28年度	2,106,000
合計		2,106,000

議案第54号

平成26年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

平成26年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成26年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成26年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,847千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年12月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 下水道収入		8,281	272	8,553
	1 下水道収入	8,281	272	8,553
歳入合計		56,575	272	56,847

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		28,008	272	28,280
	1 下水道事業費	28,008	272	28,280
歳出合計		56,575	272	56,847

議案第55号

工事請負契約の一部を変更する契約について

平成26年第1回座間味村議会臨時会の議決を経て締結した平成26年度村道座間味阿佐線道路改良工事の請負契約の一部を下記のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。



## 記

### 契約金額

「178,200,000円」を「226,670,400円」に変更する。

平成26年12月18日提出

座間味村長 宮里 哲

### 提案理由

平成26年度村道座間味阿佐線道路改良工事の請負契約の一部変更については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

以上でございますが、議案第55号の内容につきましては、担当課長のほうから軽く説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

#### ○ 産業振興課長（垣花 健）

議案第55号を追加提案させていただきました。工事請負契約の変更についての説明をさせていただきます。2枚目をお開きください。平成26年度村道座間味阿佐線道路改良工事ですけれども、変更内容としましては、去る臨時会でもお話させていただいたと思うんですが、本工事期間が延長104メートルから150メートルということで46メートル追加になります。それと平成25年度、平成26年度までの繰り越し工事でしたけれども、その区間の舗装工事を追加いたします。あと、大口径のボーリングの杭打ち機を変更する等ことで、約4,847万円程度の工事の増額の契約となります。

A3の図面を見ていただきたいんですが、左側が座間味の集落側となりますけれども、薄い紫色が追加になる延長の部分です。あと、薄い緑色が当初の契約の104メートル部分、右側の薄い水色の箇所が平成25年度からの工事の区間で、舗装工事を追加する区間になっております。

以上、簡単ですが説明といたします。

#### ○ 議長（宮里祐司）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第47号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

進行してもよろしいでしょうか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第47号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第48号 座間味村公益的法人等への職員派遣等に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

進行してもよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 座間味村公益的法人等への職員派遣等に関する条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第48号 座間味村公益的法人等への職員派遣等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第49号 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番 宮平譲治議員。

○ 2番(宮平譲治議員)

午前中の一般質問でも古座間味の利用状況について質問したと思うんですが、あれとこの施設の目的というか、予算は別だということのかもしれませんが、古座間味に関しては今入っている事業所の意見を尊重し、契約期間もない、半永久的にもしかしたら利用できるかもしれない。また一部、ニシバマについては、第9条の最長利用年についても3年まで、一旦入ってしまったらこの3年間というのは、初期投資して3年間しか使えないというのは短過ぎると思います。この一点と、第9条の(1)売店使用者は、本村に住民登録をして1年以上となる者」については、たった1年間島に住所を置いて応募資格が得られるというものもどうかかと。もう一点、第11条の使用料について、これまでは月額3万5,000円から変更で年24万円と。明らかにビーチに関しては利用状況が確実に増えていると思います。その中で減額するというのはどうかと思いますが、この3点についてお願いします。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

ただいまの御質疑にお答えいたします。まず使用期間ですが、原則は1年間、最長3年までとしております。これは他の自治体も参考にしながら設定していますが、予算の関係で、その年の経費はその年の費用で賄うという予算の原則というのがあります。したがって、この施設の管理とか、まだ借金も残っております、その辺の償還というのは使用料を充てますので、それは予算の原則に従って1年間にするというのが妥当であろうというのが私たちの考えです。ただ、1年間というのはもちろん投資とかもございまして、ただしということで3年までは更新することができるとしておりまして、期間についてはそれぞれ考えがおりかとは思いますが、現段階では3年までの更新というのが一番妥当かなと思っております。

それと、住民登録して1年以上となる者ということなのではございますけれども、これにつきましても他の団体、自治体の状況とか、公営住宅の入居等も勘案しまして、1年ということを設定させていただいております。

それから使用料、確かにこれまで3万5,000円、年間にしますと42万円ぐらいになりますが、24万円ということでもかなり低く設定されたように思われるとは思いますが、例えば村内にあります地域総合施設、漁協が入っている建物ですけども、そこのお土産屋さんには現在、月2万5,000円です。年間30万円。古座間味が月3万円、年間36万円です。阿嘉島にあります元待合所だったパーラーのほうも月2万5,000円で年間30万円ということで、これまでの3万5,000円というのが非常に高かったということもございまして、月2万円ということで年間24万円にしております。ほかの施設に比べても大分下がりますけれども、ニシバマの施設につきましても利用状況を見ておりまして、今、村が使用させている他の施設に比べてお客さんというか、利用度は決して高くはないと思っておりますので、今回はこの金額を設定させていただきました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

今の使用料についてですが、月額3万5,000円を年額24万円と。これは一括で納入するのでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

細かくは規則で定めてはございますけれども、基本は一括です。ただ、分割で使用料を納めたいという方については、年間6回に分けて支払うことが、これは申請があった場合に限りそうすることにしております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

わかりました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑はございませんか。

進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第49号 座間味村農山村広場・公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第50号 座間味辺地に係る総合整備計画書(平成25年度～平成28年度)の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 座間味辺地に係る総合整備計画書(平成25年度～平成28年度)の変更について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第50号 座間味辺地に係る総合整備計画書(平成25年度～平成28年度)の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第51号 平成26年度座間味村一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番 中村 勇議員。

○ 7番(中村 勇議員)

歳出の3ページなんですけれども、ここに差し替えられています。2款の総務費、1項の総務管理費と3款民生費、1項社会福祉費、その金額の中で間違いがあるのではないかとということで確認したところ、訂正していますけれども、その説明をお願いしたいと思います。

○ 議長(宮里祐司)

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長(宮平真由美)

ただいまの御質疑ですが、予算の担当に聞きましたところ、取り消しが生じてそのため計算を間違ってしまったということで、組み替えの相違だということでした。

○ 議長（宮里祐司）

7番 中村 勇議員。

○ 7番（中村 勇議員）

わかりました。この予算は国、県の支出金とか、全体に充てられていますので、これから総務・福祉課長がしっかりチェックして一生懸命頑張ってください。よろしくお祈いします。以上で終わります。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑はありませんか。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

もう一度行きます。歳出のほうで2款1項3目の18番備品購入費、これは今回新たに説明として設けられていますけれども、95万円計上しています。その説明をお願いできますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの宮平喜文議員の御質疑にお答えいたします。この備品として購入しているものは電気自動車、今現在、村で借りている電気自動車コムスの備品でございます。8ページに戻っていただきまして、歳入の13款諸支出金、県補助金の中の総務費県補助金として屋外広告物補助金の追加ということで上げておりますが、権限移譲に伴いまして補助金がいただけることになりましたので、屋外広告物を監視するという意味でコムスを購入させていただくことになりました。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。私がなぜそれを聞くかということ、今新庁舎に向けて皆さん、あちこちに散らばっているの、こんなに狭苦しい中で何をかうのかなということをお聞きしたかったので聞きました。

続いて、同じように2款1項3目の企画費、ふるさと納税報償費ということで63万5,000円組んでありますけれども、これは当初予算にも70万円ぐらいたしか組んであると思います。ふるさと納税報償費というのは現在どういうものをふるさと納税した方におあげしているのか。すみません、私もまだその辺はよくわかっていないものがあるので、お教えいただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。平成24年の実績を申し上げますと109件、平成25年は153件ではございましたが、今年度は今のところ289件の実績を上げております。その中で報償費として差し上げているのがクイーンさまの優待チケット、それから特産物という形で提供させていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ありがとうございました。同じページの7目の財政調整交付金、これは去る9月19日の議会でも船舶に対して航路の財政調整交付金の条例等の制定がありましたけれども、それとの関連でしょうか、お聞きしま

す。すみません、お願いします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平真由美総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平真由美）

これは航路とは関係しておりません。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ではこの財政調整交付金というのは、どういうものを基金で計上しているのか。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

財政調整基金についてお答えいたします。既に御存じの方も多いと思いますが、私たち、財政面をやっていく上で剰余金等が出た場合、あるいは目的があるものについては基金にお金を積み立てて、この基金は大体追徴に持っていくんですけども、基金を積み立てていろいろと用途を明確にした特定目的基金と財政調整基金のような自由度のある基金と2種類ございますが、この財政調整基金は、例えば年度が終わりまして決算が終わります。決算が終わった繰越金が発生するわけですけども、繰越金の半分以上は財政調整基金、もしくは一括で借金の返済に充てなければならないという財政法上の決まりがございます、今回の1,500万円余りの歳出はその中の一環でございます。私たちも財政調整基金というのを持っておりまして、いわゆる自由度の高い預貯金だと考えていただければよろしいかと思います。今回はこの中で、今までの前年度からの繰越金の一部を、まだ使徒が決まっていない一般財源に関しましては財政調整基金に積み立てをして、特殊な事情がある時に使う、もしくは次年度以降の財政運営に使うということで積み立てをしているのが財政調整基金積立金でございます。今回は前年度分の剰余金を一部、この基金に積み立てて、次年度以降、もしくは急な支出があるときに活用するというところでございまして、そのために積み立てをするということでございます。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

100%わかったわけではないですけども、大体わかりました。ありがとうございます。

次は民生費、社会福祉費の中の4目就労継続支援サービス119万2,000円というのがあるんですけども、そのものが新たに設けられたんですけども、内容をお聞きいたします。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

就労継続支援サービスにつきましては、座間味村では初めてとなります身体障害者の社会復帰のための就労に関するサービスの提供でございます。これにつきましては、村内にはサービス事業者がないということで、座間味村のほうから沖縄本島に渡って、村民の方が1名、NPO法人になりますが、病院の紹介もあって、社会復帰に資するというので軽作業を行いながら働く喜びというのをわかってほしいということでサービスを開始しました。それにつきましては、平成24年度から試験的に通っておりまして、平成25年、平成26年と、本格的にサービスを受けて働くということで、今回事業所と調整を行ったところ、平成25

年度からこれまでみなしで見えていたんですけれども、サービス利用料を正式に受給者証を発行してお支払いするというので、サービスに対する介護給付的なものとなっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

よくわかりました。

続いて、衛生費、清掃費のごみ処理ですか、通信運搬費、役務費、当初356万4,000円で、今回も346万4,000円。通信運搬費、これは那覇市にごみをパッカー車で持っていく費用ということでよろしいですか。

わかりました。ちょっと予算規模が大きいものですから。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの通信運搬費については、お見込みのとおりとなっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

次は14ページ、農林水産費、水産産業費、2目、負担金、補助及び交付金のほうで4番、頑張る地域振興（水産業奨励金）と入っていますけれども、通常こういう負担金というものは、当初ちょうど今ごろ、大体新年度予算ができていますか。そのときに大体負担金というのは各関係省庁から来るはずですが、これは新たに発生したのか。それとも忘れて今回追加したことなのか、お聞かせいただけますか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

これは新たに発生したものではありません。水産奨励金の補助金というのは漁協に対する養殖用の餌であったり、そういうものを村のほうで水産振興のために助成しておりまして、15万円という数字が年度の途中で出てきたように見受けられると思うんですが、前のページに戻っていただけますか。13ページをお願いします。農業振興費のところマイナス20万円の補正があると思いますが、水産の分が誤って農業のほうに計上されておりまして、ここを減額いたしました。通常は20万円プラスマイナスゼロになるんですが、もう一度算定をしますと、年度内いっぱいであれば15万円程度で足りるだろうということで、予算の組み替えのための補正となっております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。それからもう一点。同じく14ページの商工費、これは朝の一般質問の中の一括交付金事業の中でもお話ししようかと思ったんですけれども、観光費の13節委託料、座間味村海域安全事業委託、マイナス816万8,000円。こえは例のライフセーバーの件ですか。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事（大城 忍）

これに関しては、当初、沖縄ライフセービング会に依頼する予定でしたんですが、沖縄ライフセービング協会のほうがまだ立ち上がってなくて、その点、4月1日から契約できなくて、その後、ライフセービング協会に依頼したんですけれども、人材の派遣とか紹介は難しいということで、引き続き沖縄支部とやってくれということだったんですけれども、その分契約がおくれてマイナス816万8,000円を減額補正ということになりました。それに関しては、8月から地元のマリン業者2社と契約しまして、8月から監視を行っております。契約がおくれたために、その分の不用額が生じたということです。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

この件に関しては皆さん御承知のとおり、5月から9月まで毎日のように古座間味、それからニシバマ、阿真ビーチと行きました。実際、阿嘉のニシバマビーチで水難事故も起こっているわけですし、その後、そのお客さんと行政的に何のトラブルもなかったのか。そのお客さんは日帰りの観光客なのか、それとも宿泊客なのか、その辺、皆さんが御承知でしたらおわかりの方はお答え願います。

○ 議長（宮里祐司）

大城 忍船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事（大城 忍）

今年、ニシバマのほうで2件の海難事故があったんですけれども、1件目に関しての水難事故は、区域外で水泳をしまして、その方が亡くなったんですけれども、その間、ライフセーバーを配置してない時期にそういう事故が起きたものですから、その方が日帰りなのか、宿泊客なのか、こちらのほうでは把握し切れていないんですけれども、もう一件は子供。家族で泳いでいて、親が一人で沖に出してしまったものですから、それで子供2人で波打ち際で泳いでいたんですが、2人同時におぼれて、1人は自力で助かったんですが、1人は溺れたということで、近くにいる大人の人が助けたという形で報告を受けております。その子供の方は日帰りなのか、一泊だったのか、そこら辺も確認はとれていません。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

その後、その家庭、あるいはその御遺族の方々からの補償問題とか、トラブル的なものは全然なかったんですか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

それに関しては、自分のほうにはまだ報告が来ていないんですけれども、特に補償問題があったかどうかというのは聞いてはいないです。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

それは不幸中の幸いだと思います。せっかく当初予算で1,500万円余りの予算を持っているので、今からでも遅いぐらいですけれども、朝から言っているように、3月5日に国立公園に指定されているし、観光客もこれだけ来ているし、一番のメインは何とんでも海ですから、その部分がそういう面でライフセーバーとの契約ができていないということは、今後、我々座間味村の特に観光、ビーチとか、大きなダメージ



を与えると思うので、次年度以降、どのような考えと取り組みなのか、その辺を聞かせてください。

○ 議長（宮里祐司）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今年はいろいろな問題が起こりまして、ライフセーバーの余裕を持った措置ができなかったことは大変申しわけなく思っておりますが、前議会の議員の先生方ともいろいろ議論をさせていただきまして、私たちとしては前年度の12月、年明けの前から交渉をしております、3月にはほぼ合意に至っております。そういう状況もありましたが、先方の組織がいろいろな問題で弱体化して、それなりのことができなかったと。先方だけのせいにするつもりはありませんが、これまでのいきさつも踏まえて御理解をいただければということと話をさせていただきますが、そういうことで3月にはほぼ合意に至っていたものが、新年度予算が成立したと同時に、相手側の組織が運営ができないような環境になっていたということで、そこから急遽契約を取りやめて島の人をお願いをしたり、あるいは個人をお願いをしたり、あるいは企業をお願いをしたりということで、今年は何とか乗り切ったという表現が本当に適正だと思っております。いきさつはこういうことだということを御認識をいただきたいとまず思っております。

それから、来年に向けて既に担当はその辺の話をしておりまして、詳細はまだまだ報告できるほどではないんですが、地元の有志が立ち上がって、私たちがやりたいという話も来ております。新たな雇用の創出ということも含めまして、そういう方々と真摯に話し合いを今、担当が進めているところでありますので、できるだけ島の方々をお願いをする。あるいは新たな雇用を生みながら、島の安心安全を構築していくという環境をつくるよう、私、担当課長を含め鋭意頑張っているところでございますので、また次の機会にはしっかりとした話ができるように取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

何回も申しますように、座間味に来て水難事故が起こったということで、新聞、ラジオ、テレビ等では非常にマイナスになりますので、その辺は今から来年度に向けて、おっしゃるとおり取り組んでください。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成26年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第51号 平成26年度座間味村一般会計補正予算（第6号）につ

いては、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第52号 平成26年度座間味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

7ページの歳出のほうから行きます。2款1項1目一般被保険者療養給付費、今回の補正で840万円上がっていますけれども、これは前回も9月18日に1,300万円上がっているんですね。要するにその都度、その都度、その給付対象者が出てきて、その時点での見込みでずっと上げていくような形態になっているのか。平成25年度の決算を見ても6,500万円、今年は既に8,200万円、トータル的にいっています。その辺の説明をお願いできますか。

○ 議長（宮里祐司）

宮平壮一郎総務・福祉班参事。

○ 総務・福祉班参事（宮平壮一郎）

ただいまの御質疑ですが、予算については事前に精度を上げて組むべきだと考えております。しかしながら今回、2款1項については重症の患者が発生して、それに伴う費用が生じてしまったということで、我々としても財政、やはり一般会計からの繰り入れをやる時点で財政の状況を確認して、繰り入れ、患者数を見込んで算定していますが、やはり緊急入院、緊急オペ等が生じた場合にはその都度の対応ということで、年に2回、3回と、このような形で繰り入れさせていただいております。私ども組む側としても病気は発生してほしくないという観点から、いつもぎりぎりのラインで組んでいます。生じてしまってこのように予算の繰り入れという形で今回は組ませていただいております。いずれにしても夏以降に緊急のオペ等、患者が2名ほど発生して予算に不足を生じたということで組ませていただいております。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

十分わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑はございませんか。

進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 平成26年度座間味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第52号 平成26年度座間味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第53号 平成26年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

8ページが一番下、航路付属施設費の修繕費177万2,000円の使い道について教えてください。

○ 議長(宮里祐司)

大城 忍船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事(大城 忍)

この177万2,000円は、阿嘉島のテントの張り替えといいますか、手直しをやります。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

わかりました。フェリーのエレベーターが故障して、先ほど修理ができたという話ですが、これかと思ったらこれには盛り込まれていないわけですか。

○ 議長(宮里祐司)

大城 忍船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事(大城 忍)

これにはエレベーターの費用というのは含まれていません。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

わかりました。また後で。

直接補正には関係ないんですが、新年度の予算にどうにかお願いしたいので3月で質問してもおくれますので。クイーンざまみが大体、ゴールデンウィーク明けにドックに入りますよね。お客さんも多くて、手荷物の大型化も進んで、非常に今の荷物置き場が狭くて、私はよく、母親が2カ月に1回、目の健診で那覇に行くとき、最近フェリーがエレベーターが故障してクイーンざまみを利用するんですが、夏場、あまりに荷物が多すぎて車椅子が通らないんです。車椅子の置場もなく、車椅子を身障者用のトイレに入れたこともあります。今ある小さい荷物置き場スペース、中央部と後方部にあるんですけども、上はスペースがありますから、あと一段つくれると思うんです。そんなに大きい荷物を置くのではなくて、片手で持てるぐらいの荷物を置くスペースがつけられると思うんです。だからドックの機会に予算を計上してつくってもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○ 議長(宮里祐司)

大城 忍船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事(大城 忍)

船員とも調整して、安全面を考慮しながらつくれるかどうか検討したいと思います。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番 (中村秀克議員)

よろしく願います。これもドックに関することなんですが、うちが終わってマリンライナーがドックしたときに、渡嘉敷に帰るお客さんがうちのクイーンさまみを利用して、座間味か阿嘉で待つて最終便で渡嘉敷に行くんですけども、航路上、定刻としてはこの船は5時45分に阿嘉出航で座間味行きなんですよね。ですけども、渡嘉敷のお客さんが乗っていたら渡嘉敷を先行して座間味に帰るんですね。確かに燃料代とか、船長の負担も考えたらそのほうが楽ではあるんですけども、実際、これが定期航路ですから、座間味に行くのが。座間味に帰るお客さんから何で遠回りするのかと不満とかクレームが出なかったのか私は不思議で、私は慶留間に行くほうですから、私がもし座間味に行くお客さんだったら、定期航路から外して、だったら事前説明とか、張り紙で期間中は渡嘉敷回りですとか、そういう説明のサービスもないといけないと思うんですけども、そういうクレームが今までなかったのかどうかお願いします。

○ 議長 (宮里祐司)

大城 忍船舶観光班参事。

○ 船舶観光班参事 (大城 忍)

特にクレームはなかったんですけども、ライナーがドックのときは、そのダイヤをホームページのほうにも載せていますので、特にクレームというのは今のところなかったです。

○ 議長 (宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番 (中村秀克議員)

確かに燃料代とか、船長の負担を考えたらそのほうがいいんですが、その間だけでも定期航路、渡嘉敷のお客さんがいれば座間味のお客さんは時間的に20分から30分おくれますという、ホームページにでもいいんですけども、ネットを見ない人もいますので、阿嘉事務所の前とか、そういうのをやったほうがいいのではないかと私は思います。以上です。

○ 議長 (宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番 (宮平喜文議員)

4ページの債務負担行為でフェリーが21億600万円とありますけれども、今回は離海振を使わないで全てこういう債務負担行為で検討していこうというお考えなんですか、お聞かせください。

○ 議長 (宮里祐司)

宮里 哲村長。

○ 村長 (宮里 哲)

現フェリーも離海振は通しておりません。大体離島航路の場合は、一般的には離海振に船をつくってもらって、各自治体が船をリースして運航する。私たちは高速船を買い取りましたけれども、以前まではそういう形で運営していました。渡嘉敷に至ってはフェリーもそういう形でしたが、今は買い取っているという状況です。現有フェリーは自分たちで補助金なしでつくったというのが現状ですが、国のいわゆる一括交付金制度の中で船舶の、事業名はよく覚えていないんですが、安定化事業みたいなのがございまして、離島航路に関しては補助金を出しますよという新たな制度ができましたので、これまでどおりリースをするよりは、この制度を活用して補助金を使うことで一般財源を減らす、それで新しいフェリーをつくって運航していくというのが得策だと感じておりますし、実際に計算上もそうなるかと思っております。ですので、そういう形で今回26億円の債務負担行為を起こさせていただいておりますが、私たちのほうで補助金をもらって船

をつくるということになります。ただ、フェリーの建造に当たっては、私たち船員はおりますが建造に関するプロはいませんので、離海振の皆さんにも御協力をいただいて、いい船をつくってほしい。実際に伊是名島がそういう状況で船をつくっておりますので、私たちも同じことになろうかと思っておりますし、また、これまでずっと建造委員会の中でもオブザーバーとして離島海運振興株式会社の職員にも来ていただいて、御助言をいただきながら今の船舶建造委員会を運営しているという事実がございますので、コンサルタント的な形でかかわってもらうことにはなろうかと考えております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

よくわかりました。ありがとうございます。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑はございませんか。

進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 平成26年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第53号 平成26年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第54号 平成26年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 平成26年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について採決し

ます。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第54号 平成26年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第55号 工事請負契約の一部を変更する契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番 中村 秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

変更概要を見てみますと、104メートルから150メートルに延びたと。その延びた分の追加になるわけでしょうか。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長(垣花 健)

基本的にはそういうことになります。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

わかりました。延びるということは工期も延びると思うんですが、これは今年度完了予定でしょうか。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長(垣花 健)

現契約では3月中の完了予定ですけれども、5,000万円近い追加ということと、あと、今週のように天気が悪くて台船が入れないとかという不測の事態も考えられますので、繰り越しも残念ながら視野に入れております。

○ 議長(宮里祐司)

6番 中村秀克議員。

○ 6番(中村秀克議員)

わかりました。以上です。

○ 議長(宮里祐司)

ほかに質疑はございませんか。

進行してもよろしいでしょうか。

(「進行」と言う者あり)

それでは進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 工事請負契約の一部を変更する契約についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第55号 工事請負契約の一部を変更する契約については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 発議第2号 所得税法の「寡婦控除」規定の改正を求める意見書についてを議題といたします。

発議第2号

平成26年12月18日

座間味村議会議長 宮里祐司 殿

提出者 座間味村議会  
議員 宮平清志  
賛成者 座間味村議会  
議員 宮平譲治

所得税法の「寡婦控除」規定の改正を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

所得税法の「寡婦控除」規定の改正を求める意見書

「寡婦控除」は配偶者との死別や離婚ののち子どもを養育しているなどのひとり親世帯に対し、所得税及び住民税算出において一定の所得控除が受けられる税制優遇制度であるが、婚姻歴のない、いわゆる非婚のひとり親世帯には適用されていない。

同じ収入の母子世帯であっても寡婦控除があるとなしでは、所得税、住民税の額が大きく異なる。住民税に至っては地方税法295条の非課税世帯の範囲が適用されず、税以外に保育料、公営住宅家賃、就学援助、年金免除規定などで大きな負担を強いられており、年収200万円程度で、これらの負担差が20万円から30万円に上る。

近年、パートナーからの暴力や経済的問題などさまざまな理由から、未婚で子どもを産み育てている母子世帯が増えている。2011年度厚生労働省「全国母子世帯等調査」によれば、離婚80.8%、非婚7.8%、死別7.5%と非婚は死別を上回っており、年々増加している。

また、日本の母子世帯の就業率は80%を超えているにも関わらず貧困率54.6%と悪化をたどっている。年間就労収入は母子世帯全体で181万円、死別が256万円、離婚が176万円であるのに対し、非婚は160万円と極めて低い上に、重い税負担等を課せられている。

このような状況にある非婚の母らが、2009年日本弁護士連合会（「日弁連」）に対し、寡婦控除の適用を求める人権救済を申立て、2013年1月日弁連は「婚姻歴のない非婚世帯に寡婦控除が適用されないのは合理的理由のない差別であり、憲法14条、子どもの権利条約違反である」との調査報告（要望）を各

行政府に提出した。その後さらに、全国の自治体が「非婚世帯への寡婦控除のみなし適用」を実施し、これが急速に拡大したことを受け、2014年1月には財務大臣へ「迅速に所得税法の改正をすべきである」旨の意見書を提出し法改正を求めている。

ところで、昨年、国は年々悪化する子どもの貧困対策として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を成立させた。

この法律の目的には、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する」とある。

それに則れば、すべての子ども達の育ちが保障されるよう、法整備をすすめることは国の責務である。

よって本村会議は、早急に所得税法を改正し、暮らし向きがきわめて厳しい婚姻歴のない非婚のひとり親世帯にも寡婦控除を適用するよう、強く要望する。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月18日

沖縄県座間味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

発議第2号は、会議規則第39号第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第2号は提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第2号 所得税法の「寡婦控除」規定の改正を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第2号 所得税法の「寡婦控除」規定の改正を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

これで本定例会の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成26年第4回定例会を閉じます。

閉 会 (午後2時34分)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

副 議 長 中 村 勇

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 宮 平 讓 治